

ディスクロージャー誌



Annual Report 2013

静岡中央銀行の現況

SHIZUOKA CHUO BANK

ごあいさつ

皆さま方には、平素より静岡中央銀行をご愛顧いただき厚くお礼申し上げます。

本年も静岡中央銀行の経営に対する考え方や、現況などについてご理解を一層深めていただくため、2013年3月期ディスクロージャー誌「Annual Report 2013 静岡中央銀行の現況」を作成いたしました。

本誌では、静岡中央銀行の経営方針から商品や情報サービスの内容、最近の業績にいたるまで、経営内容をできるだけわかりやすくご説明させていただくことをこころがけました。ご高覧のうえ参考にさせていただけたら幸いです。

当行は大正15年の設立以来、「堅実で健全な経営」を基本理念とし、地域の皆さまとともに歩んでまいりました。おかげさまで業容も着実に拡大し、今日の健全な経営基盤を築き上げることができました。これもひとえに皆さま方の暖かいご支援の賜物と深く感謝しております。

平成24年4月より当行は、第9次中期経営計画『TRY II』（平成24年4月～平成26年3月）をスタートし、行動指針「更なる改革と前進」のもと、基本方針の柱である「お客様中心主義（CC）の実践」に努め、地域金融機関として、“お客様・地域社会の発展に貢献し信頼される銀行”を目指し、役職員一丸と成って取り組んでおります。

今後も、お客様や地域の皆さまのパートナーとして、幅広いお客様のニーズに迅速かつ積極的に対応し、地域金融機関としての役割を果たせるよう努めていく所存でございます。

引き続き皆さま方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成25年7月



取締役会長 奥田 一



取締役社長 清野 真司

ごあいさつ	1
静岡中央銀行のプロフィール	2
1.経営方針	
経営理念	3
中期経営計画	3
2.健全性について	
自己資本比率	4
不良債権の状況	5
3.業績について	
平成23年度 決算概要	7
5年間の主要な経営指標等の推移	8
4.企業価値向上のための態勢整備	
コーポレートガバナンスの状況	9
法令等遵守（コンプライアンス）態勢	10
リスク管理態勢	11
個人情報保護態勢	12
顧客保護等管理態勢	13
「お客様中心主義」への取組み	15
5.地域への貢献	
地域密着型金融の取組み	17
地域への信用供与	18
地域企業の経営改善・事業再生支援への取組み	18
成長分野 製造業への支援	19
金融円滑化に係る取組状況について	19
地域への貢献・地域サービスの充実	20
6.トピックス	
NEWS	22
7.営業のご案内	
預金業務	23
融資業務	25
保険商品の窓口販売業務	27
投資信託の窓口販売業務	27
個人型確定拠出年金（401k）受付業務	28
公共債の窓口販売業務	28
エレクトロニックバンキング（EB）サービス	28
その他各種サービス	28
主な手数料のご案内	29
ATM利用のご案内	30
8.カード・ATM・インターネットバンキングの安全対策	
キャッシュカード・印鑑・通帳を紛失したときは	31
キャッシュカード・通帳・インターネットバンキングによる被害の補償	31
暗証番号やご利用限度額がATMで変更できます	32
フィッシング詐欺・スパイウェアにご注意ください	32
9.当行の概要	
役員一覧・当行のあゆみ	33
大株主一覧	33
株主の状況・資本金の推移・従業員の状況	34
組織図	34
10.ネットワーク	
店舗のご案内	35
店舗外ATMのご案内	36
11.資料編	37

静岡中央銀行のプロフィール (平成25年3月31日現在)

本店所在地	沼津市大手町4丁目76番地
設立	大正15年11月12日
資本金	20億円
預金	5,240億円
貸出	4,429億円
店舗数	44店舗（静岡県内 24本支店 4出張所） （神奈川県内 14支店 1出張所） （東京都内 1支店）
従業員	533人

経営理念

堅実で健全な経営

当行は堅実で健全な経営のもと、地域金融機関としての企業価値を高め、お客様のニーズに合った商品やサービスを提供し、地域社会の発展に貢献することにより、お客様、株主の皆さまの信頼を得る。



中期経営計画

- 当行では、平成24年4月より、第9次中期経営計画「TRYⅡ～更なる改革と前進～」をスタートし、「お客様中心主義（CC）」の実践により、“お客様・地域社会の発展に貢献し信頼される銀行”を目指しています。

TRYⅡ～更なる改革と前進～

期間/平成24年4月～平成26年3月(2年間)

経営理念

堅実で健全な経営

- 当行は堅実で健全な経営のもと、地域金融機関としての企業価値を高め、お客様のニーズに合った商品やサービスを提供し、地域社会の発展に貢献することにより、お客様、株主の皆さまの信頼を得る。

目指す銀行像

お客様・地域社会の発展に貢献し信頼される銀行

基本方針

お客様中心主義の実践

基本戦略

- ①お客様目線での行動改革の実践 ②組織力の向上と人材育成体制の構築 ③活力ある営業体制の構築
- ④安定的な収益基盤の構築 ⑤経営の効率化 ⑥基本ルール遵守・コンプライアンス態勢の強化
- ⑦各種リスク管理態勢の強化 ⑧金融円滑化対応・コンサルティング機能の発揮

2年後の目指す指標

- | | | | |
|-----------------------|------------------|--------------|-----------------|
| 収益性・
効率性指標 | ●コア業務粗利益 ……100億円 | 健全性指標 | ●自己資本比率 ……11%台 |
| | ●基礎的利益 ……88億円 | | ●不良債権比率 ……2%台前半 |
| | ●コア業務純益 ……31億円 | | |
| | ●コアOHR ……60%台 | | |

メルクマール

預貸1兆円に向かって組織力アップ～ロイヤルティの高いお客様の増加～

行動指針 ～更なる改革と前進～

- 従来の延長線上での発想や仕事のやり方を改め前進する。 ●お客様の真のニーズを把握し、そのニーズに迅速に対応する。

「CC」

Customer Centric(カスタマーセントリック)の略語で、「お客様中心主義」という意味です。
つまり「お客様(カスタマー)を中心(セントリック)に」物事を考え、判断し、行動することを指します。

「ロイヤルティの高いお客様」

将来にわたって当行に利益をもたらす行動意図があるお客様のことです。
①他に選択肢があるにもかかわらず当行を選んでいただけるお客様
②当行との取引を永く続けていただけるお客様
③友人・知人・親戚に当行を紹介したり取引を奨めていただけるお客様
④不平・不満があったら正しく伝えてくださるお客様

自己資本比率

自己資本比率 **10.80%** うちTier1自己資本比率 **9.72%**
安定した高い健全性を保ち、多大なご信頼をいただいております。

自己資本比率は、銀行経営の健全性を示す重要な指標の一つとされており、国内基準で4%、国際基準で8%が求められております。

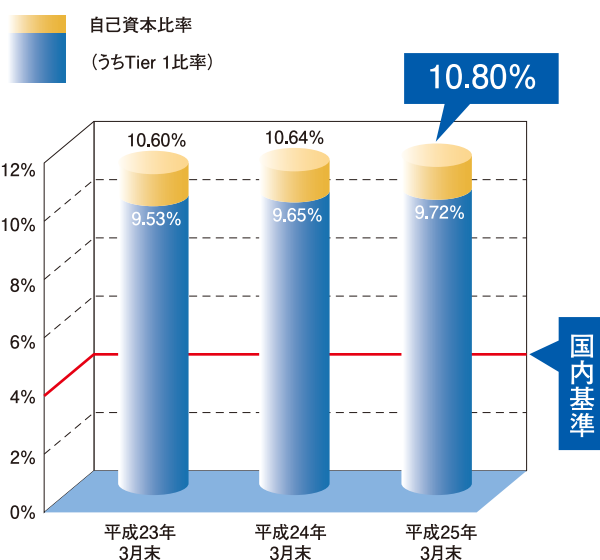
当行は海外拠点がないため、国内基準を適用しており、平成25年3月期の単体自己資本比率は10.80%となり、国内基準で求められている4%を大幅に上回る高い水準を維持しております。

当行は、堅実で健全な経営により每期着実に収益を積み上げ、内部留保の拡大と良質な資産の積み上げにより自己資本比率の向上に努めてまいりました。

この結果、本来の自己資本（基礎的項目）だけで算出したTier1比率も、9.72%と高い水準となっております。

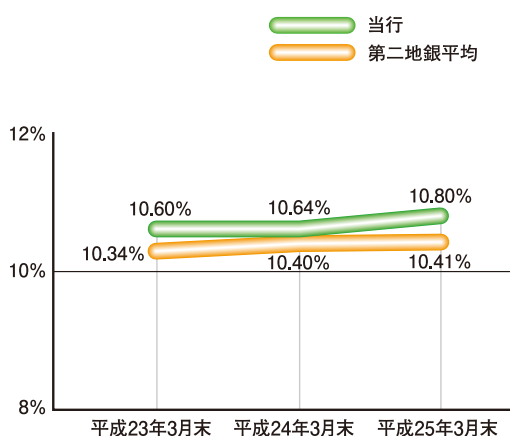
今後も良質な資産の積み上げと内部留保の拡大により自己資本比率の向上に努め、健全性を高めてまいります。

(単体) 自己資本比率



●第二地銀平均との比較

	当行	第二地銀平均
平成23年3月末	10.60%	10.34%
平成24年3月末	10.64%	10.40%
平成25年3月末	10.80%	10.41%



単位:百万円

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
■自己資本比率(1)/(5)	10.60%	10.64%	10.80%
Tier 1 比率(2)/(5)	9.53%	9.65%	9.72%
(1)自己資本(2)+(3)-(4)	32,688	32,636	33,619
(2) TierI	29,397	29,617	30,264
(3) TierII	3,291	3,018	3,354
(4) 控除項目	—	—	—
(5)リスクアセット	308,306	306,598	311,240

自己資本比率の詳細については、P64～65に掲載しております。また、バーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく開示はP63～68に掲載しております。

※「単体自己資本比率（国内基準）」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。

不良債権の状況

リスク管理債権比率 **3.69%** 金融再生法開示債権比率 **3.70%**
適切な信用リスク管理により、高い健全性を維持しております。

銀行の不良債権の開示については、銀行法に基づく「リスク管理債権」と金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の開示の双方が義務づけられています。

リスク管理債権と金融再生法開示債権の主な相違点は、対象となる債権が、リスク管理債権は貸出金のみを対象としておりますが、金融再生法開示債権は貸出金および支払承諾見返、外国為替、仮払金、未収利息の合計（総与信）を対象としております。

当行は、堅実で健全な経営のもと、貸出金などの資産健全化に努め、適切な信用リスク管理により資産の健全性を高め、不良債権の発生防止と積極処理に取り組んでおります。

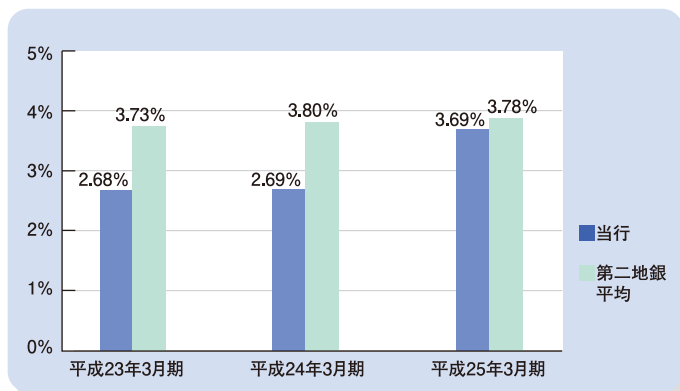
貸出金などの資産については厳正な自己査定に基づき、償却引当を適正に行っております。

今後につきましても適切な信用リスク管理により不良債権の発生防止と処理の促進に努め、高い健全性の維持に努めてまいります。

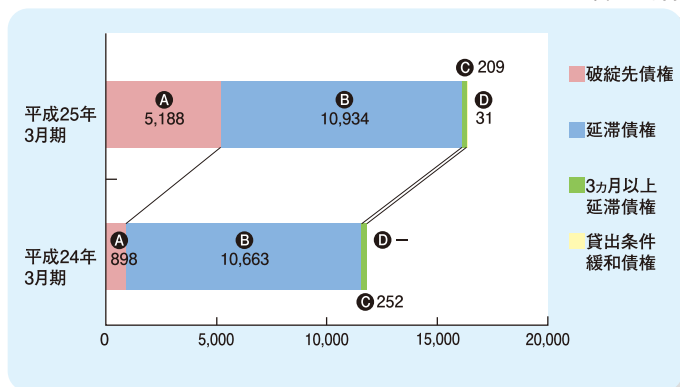
リスク管理債権（銀行法に基づく開示債権）

単位:百万円

	平成24年3月期	平成25年3月期
A 破綻先債権	898	5,188
B 延滞債権	10,663	10,934
C 3ヵ月以上延滞債権	252	209
D 貸出条件緩和債権	—	31
合計	11,814	16,364
貸出金に対する割合	2.69%	3.69%
貸倒引当金及び担保・保全等による保全額	10,753	15,298
保全率	91.02%	93.49%



単位:百万円



用語解説

- A 破綻先債権**
会社更生法、民事再生法による更生・再生手続開始の申立てまたは破産手続開始などの事由が生じている貸出金。
- B 延滞債権**
元本または利息の支払の延期が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金。
(Aおよび経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予している貸出金を除く)
- C 3ヵ月以上延滞債権**
元本または利息の返済が約定返済日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金。
(A～Bを除く)
- D 貸出条件緩和債権**
経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金。(A～Cを除く)

保全の状況

保全率 **93.49%**と、
保全状況は十分な水準にあります。

不良債権のうち「貸倒引当金」や「担保・保証等」で93.49%がカバーされております。

これらの不良債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、全てが損失となるわけではなく保全状況についても十分な水準にあります。

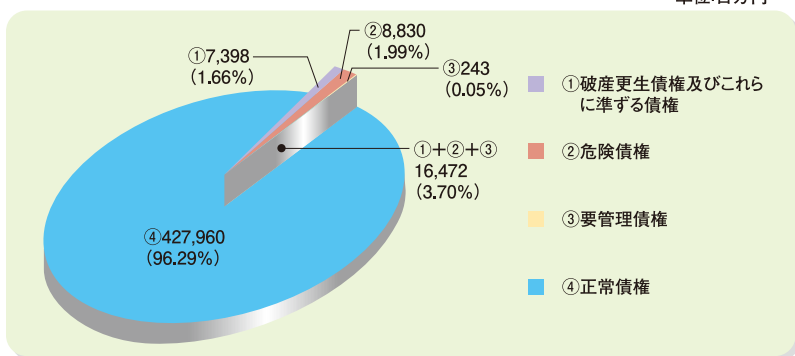
また貸倒引当金、担保・保証等でカバーされていない部分につきましても自己資本で十分にカバーできます。

金融再生法開示債権（金融再生法に基づく開示債権）

単位:百万円

	平成24年3月期 開示債権額	平成25年3月期 開示債権額A	担保等の保全B			貸倒引当金C	保全率(B+C)/A
			担保等の保全B	貸倒引当金C	保全率(B+C)/A		
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,238	7,398	4,569	2,828	100%		
② 危険債権	8,382	8,830	6,860	904	87.93%		
③ 要管理債権	255	243	238	5	100%		
小計	11,876	16,472	11,667	3,738	93.53%		
合計(資産査定対象資産)に対する 小計(不良債権部分)の占める割合	2.69%	3.70%					
④ 正常債権	428,356	427,960					
合計	440,233	444,432					

単位:百万円



用語解説

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。
- 危険債権**
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本が回収および利息の受取りができない可能性の高い債権。
- 要管理債権**
 - 3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払が3ヵ月以上延滞している貸出債権。
 - 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することを目的に債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権。
- 正常債権**
債務者の財務状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記①～③以外に区分される債権。

保全の状況

保全率 93.53%と、保全状況は十分な水準にあります。

不良債権のうち「貸倒引当金」や「担保・保証等」で93.53%カバーされています。これらの不良債権には通常の返済が見込まれる先も多く含まれており、全てが損失となるわけではなく保全状況についても十分な水準にあります。また貸倒引当金、担保・保証等でカバーされていない部分につきましても自己資本で十分にカバーできます。

参考

自己査定と金融再生法に基づく資産査定およびリスク管理債権との関係（単体）

単位:百万円

自己査定結果 (対象債権:総与信)		金融再生法開示債権 (対象債権:総与信)					リスク管理債権 (対象債権:貸出金)		
債務者区分	金額	債務者区分	金額	担保・保証	貸倒引当金	保全率	開示区分	金額	
破綻先	5,235	破産更生債権 およびこれらに 準ずる債権	7,398	4,569	2,828	100%	破綻先債権	5,188	
実質破綻先	2,162	危険債権	8,830	6,860	904	87.93%	延滞債権	10,934	
破綻懸念先	8,830	要管理債権	243	238	5	100%	3ヵ月以上延滞債権	209	
要注意先	要管理先	344	小計	16,472	11,667	3,738	93.53%	貸出条件緩和債権	31
	要管理先以外の 要注意先	120,381	正常債権	427,960			合計	16,364	
正常先	307,478	合計 (総与信残高)	444,432				(総貸出残高)	444,432	

平成24年度 決算概要

平成24年度における我が国経済は、復興需要などによる緩やかな回復の動きの中、昨年末からの海外経済の持ち直しを受け、自動車等の輸出が下げ止まり、政権交代による金融緩和政策への期待感から円安・株高基調に好転し、景況感も改善され、企業収益や消費動向も上向きの動きとなり、本格的な景気回復の兆しが見えてきました。当行の主要な営業エリアである静岡県・神奈川県の地域経済におきましても、先行きの景況感が改善されてきました。

このような状況下、当行では、平成24年4月より、第9次中期経営計画「TRY II」をスタートし、行動指針「更なる改革と前進」のもと、基本方針「お客様中心主義の実践」に努め、地域の皆さまやお客様のニーズに合ったサービスの提供、諸施策の推進に努めてまいりました結果、次のような成果を収めることができました。

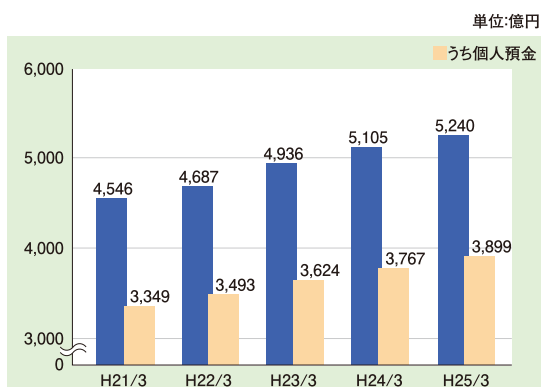
預金の状況 ～年間増加率2.6%～

預金残高 5,240億3百万円

前期比 +134億円

地域振興を目的とした地元商店街等との連携による「お買い物券付定期預金」、年金関連定期預金「パスデー」等の年金関連サービスなど、個人のお客様のニーズに合った商品の提供に努めたほか、法人のお客様についても、医療・介護分野における診療報酬振込の増加に努め、積極的な営業活動を展開してまいりました。

その結果、預金残高は前期比134億円2.6%増加の5,240億円となり、うち個人預金は前期比131億円3.5%増加の3,899億円となりました。



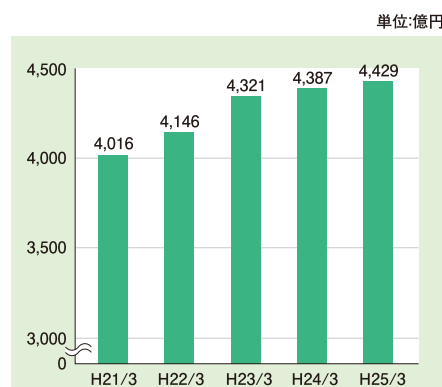
貸出金の状況 ～年間増加率0.9%～

貸出金残高 4,429億88百万円

前期比 +41億円

地域の企業や個人のお客様のニーズに積極的に対応し、特に製造業、医療・介護分野などの資金ニーズを中心に、「地域力創生ファンド」等による成長基盤強化支援を実施・展開してまいりました。

その結果、貸出金残高は、前期比41億円0.9%増加の4,429億円となり、うち中小企業等向け貸出金は、前期比25億円0.6%増加の4,075億円、貸出金に占める中小企業等向け貸出金比率は91.99%となりました。



収益の状況～本業は堅調に推移、3期振りの増収増益決算～

■**経常収益** 136億76百万円 前期比 +7億23百万円 5.5% 増収
 ■**経常利益** 11億30百万円 前期比 +2億14百万円 23.3% 増益
 ■**当期純利益** 5億94百万円 前期比 +2億79百万円 88.4% 増益

経常収益は、本業が堅調に推移したほか、有価証券関係収益の増加等により、前期比7億23百万円増収の136億76百万円となりました。

経常費用は、与信費用の増加等により、前期比5億9百万円4.2%増加の125億45百万円となりました。

その結果、経常利益は、前期比2億14百万円23.3%増益の11億30百万円となり、当期純利益は、前期比2億79百万円88.4%増益の5億94百万円となりました。

■**業務粗利益** 111億68百万円 前期比 +5億25百万円 4.9% 増益
 ■**実質業務純益** 41億43百万円 前期比 +5億70百万円 15.9% 増益

地域金融機関として、お客様のニーズに合った商品の提供に努め、積極的に推進してきた結果、預貸金ともに順調に増加し、業務粗利益は、前期比5億25百万円増益の111億68百万円となりました。

また、銀行の収益力を示す実質業務純益は、業務粗利益が増加したほか、経費の減少等により、前期比2億14百万円増益の11億30百万円となりました。

5年間の主要な経営指標等の推移

		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	12,819	13,122	12,922	12,952	13,676
経常利益	百万円	614	2,073	1,585	916	1,130
当期純利益	百万円	386	744	785	315	594
資本金	百万円	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
発行済株式総数	千株	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
純資産額	百万円	27,896	31,758	30,909	32,011	34,801
総資産額	百万円	492,022	514,971	539,236	560,679	574,432
預金残高	百万円	454,683	468,726	493,607	510,509	524,003
貸出金残高	百万円	401,614	414,680	432,173	438,794	442,988
中小企業等向け貸出残高	百万円	370,828	383,833	397,848	404,941	407,532
中小企業等向け貸出比率	%	92.33	92.56	92.05	92.28	91.99
消費者ローン残高	百万円	92,421	96,526	101,974	111,672	119,281
うち住宅ローン残高	百万円	90,337	95,326	101,171	111,035	118,724
有価証券残高	百万円	56,812	69,762	69,058	77,796	106,388
1株当たり純資産額	円	1,162.34	1,323.27	1,287.88	1,333.80	1,450.07
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円	5 (2.5)	5 (2.5)	5 (2.5)	5 (2.5)	5 (2.5)
1株当たり当期純利益	円	16.12	31.01	32.70	13.14	24.77
自己資本比率	%	5.66	6.16	5.73	5.70	6.50
単体自己資本比率(国内基準)	%	11.00	10.82	10.60	10.64	10.80
自己資本利益率	%	1.14	2.16	2.24	1.00	1.65
配当性向	%	31.00	16.12	15.28	26.28	20.18
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	492 {88}	514 {82}	524 {77}	533 {75}	523 {77}

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第139期(平成25年3月期)中間配当についての取締役会決議は平成24年11月9日に行いました。

3. 自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を採用しております。

コーポレート・ガバナンスの状況

当行は、「堅実で健全な経営」を経営の基本理念に掲げ、「お客様・地域社会の発展に貢献し信頼される銀行」を目指しております。この経営理念に基づき、地域のお客様が信頼してお取引いただき、お客様や地域社会の発展に貢献するために、経営基盤の強化や収益性の向上、健全性の確保等に努めております。

また経営環境の変化に迅速に対応する観点から、戦略的な経営の実現、スピーディな経営の意思決定機能と執行体制の強化、経営の透明性の確保、適時適切な情報開示など、企業価値向上のためコーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めております。

なお、当行は平成23年3月期より「内部統制報告書」を開示しております。

コーポレート・ガバナンス体制

取締役会

当行の取締役数は、(平成25年3月31日現在)15名で、社外取締役は選任しておりません。

取締役会は毎月1回および必要に応じて随時開催し、法定の決議事項に加え、重要な業務執行に関する事項について迅速な意思決定、決議をしております。

監査役会

当行は監査役会制度を採用しており、監査役会は、(平成25年3月31日現在)4名の監査役にて構成されております。4名の監査役のうち2名は社外監査役であり、うち1名は弁護士で、法律等の相談等を受けております。

監査役会は月に1回および必要に応じて随時開催し業務執行の監査をしております。

各監査役は取締役会および常務会、その他重要な会議に出席するほか、取締役、使用人等の職務執行状況および重要書類等の監査を行う他、本部および営業店の業務や財産の状況を監査しております。

また、会計監査人の独立性を踏まえ、会計監査人から随時報告および説明を受けております。

常務会

常務会は、本部常勤取締役をもって構成し、必要に応じ、取締役、本部部長も構成員に加え、一般的な業務執行方針および計画等を迅速に協議するとともに、リスク管理を統括しております。

毎月定例会日および必要に応じ随時開催し、各種リスクの統括的な管理を実施し、リスク管理の適切な管理・運営を行うことにより「健全性の確保」と「収益力の向上」を両立し得る経営を目指し取り組んでおります。

内部管理体制の整備状況

当行では監査部による検証・監査を通じ、内部管理体制の強化を図っております。

独立した内部監査部門である監査部は、本部や営業店の業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスク等に関する管理状況等について諸法令や行内規程等との整合性や有効性を検証し、その状況を監査報告書に取り纏め、取締役、監査役及び各部長出席のもと監査報告会を開催し報告しております。

内部監査、監査役及び会計監査の相互連携

内部監査は監査部業務監査部が担当しており、本部及び営業店の業務運営状況、リスク管理状況等の監査を実施、監査役も本部及び営業店の業務や財産の状況を監査しております。

会計監査人は、東陽監査法人に依頼しており、財務諸表監査を受けております。監査部・監査役・東陽監査法人は内部監査部門の専門性を高めるとともに、監査の効率性と実効性の向上に努め相互の連携を図っております。

会計監査人の状況

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員:業務執行社員 石戸 喜二
指定社員:業務執行社員 神保 正人
- ・所属する監査法人名
東陽監査法人
- ・監査業務に係る補助者
公認会計士 13名

業務の適正を確保するための体制

平成18年5月10日の取締役会において業務の適正を確保するための体制について決議を行いました。

なお、平成19年11月16日に、反社会的勢力との関係遮断に関する部分を第1条4項に追加しました。

また、年に一度取締役会において見直し検討を行っております。

以下は体制の大項目となります。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
6. 株式会社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
10. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

法令等遵守(コンプライアンス)態勢

■ コンプライアンス体制

当行のコンプライアンス体制は、統括部署であるコンプライアンス統括部を中心として、違法行為や事故等の発生を防止するための態勢を整備するとともに、本部各部、営業店にコンプライアンス担当者を配置し、日常の業務の中で法令等違反が発生しないよう遵守状況のモニタリングを行っております。

また、経営トップが自らあらゆる機会を捉えてコンプライアンスの重要性について繰り返し言及・指導し、全従業員に対して遵守マインドの向上を図り、コンプライアンスを定着しております。

■ 基本方針

1. 銀行の持つ公共的使命を達成するため、経営の基本理念である“堅実で健全な経営”を念頭に、経営体質の強化と健全な業務運営を行っていきます。
2. お客様のニーズに応じた質の高い金融サービスの提供を通じて、経済・社会の発展に貢献すると共に、地域社会に密着した信頼される銀行を目指します。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、自己責任原則を基本とし、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
4. 積極的かつ公正な経営情報を開示すると共に、地域に対し正確かつ十分な情報提供を常に心掛けます。
5. 従業員の人權を尊重し、個性を生かして能力発揮ができるような職場環境の確保に努めます。
6. 環境問題に十分配慮した事業運営を行うと共に、金融サービスを通じて環境保全に寄与することを心掛けます。
7. 良き企業市民として、地域の健全な発展に貢献するよう、社会貢献活動に積極的に取組みます。
8. 不正や反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。

■ 取組体制

● コンプライアンスマニュアル「みちしるべ(道標)」の制定

役職員が守るべき具体的な行動規範や業務上遵守すべき法令等を盛り込んだコンプライアンスマニュアル「みちしるべ(道標)」を制定し、全従業員に配布のうえ日常における指針として活用しています。

● コンプライアンスプログラムの策定

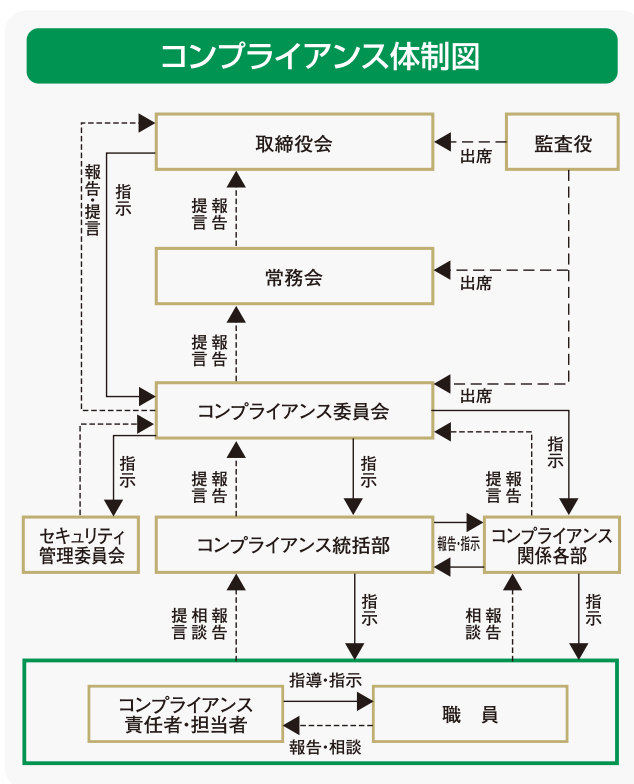
コンプライアンスを確実に実践していくための具体的な実践計画として、コンプライアンスプログラムを毎年度ごとに策定し、このプログラムに従って、コンプライアンスの整備を行うとともに、役職員に対して階層別研修を行い、コンプライアンスの定着化を図っています。また、全従業員に対してコンプライアンステストを継続的に実施し、銀行業務における法令等の知識の向上に努めています。

● コンプライアンスホットラインの制定

コンプライアンス違反の未然防止および自浄作用による抑止・改善を図るため、専用電話・eメール等を通報手段とするコンプライアンスホットライン制度(内部通報制度)を制定し、相互牽制機能を高め、全従業員に対して公正な制度を構築しております。

● コンプライアンス委員会の充実

銀行業務の適切な運営を図るため、法令等遵守の観点から諸施策等の協議・検討を行い、法的諸問題の発生を未然に防止するとともに、当行のコンプライアンスの強化・充実を図るため、コンプライアンス委員会を月1回および必要に応じて随時開催し、充実した運営をしております。

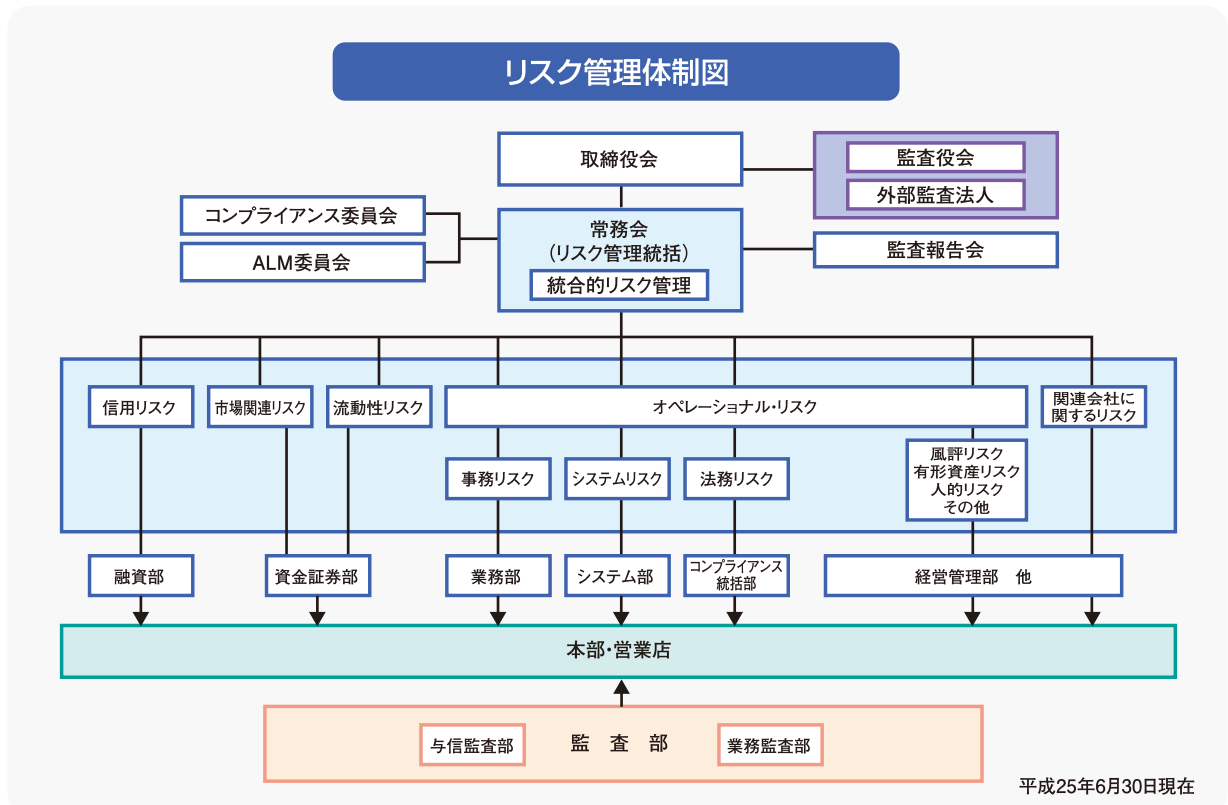


リスク管理態勢

金融の自由化・金融システムの高度化等により、銀行が直面するリスクは多様化、複雑化しており、各種リスクについて適切な管理を行うことが一層重要になってきています。

当行では「リスク管理基本規程」を制定し、経営の最重要課題であるリスク管理に関する基本的な方針および方法を明確にし、リスク管理の適切な運用を行い経営の健全化を図っております。

銀行業務において生じる、信用リスクをはじめ、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等、各所管部署が管理しているリスクについては、常務会にてリスク管理全体を統括し、各種リスクについて適切な管理・運営を行うとともに、これらリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し充実度を評価する統合的リスク管理を行い、「健全性の確保」と「収益力の向上」を両立し得る経営を目指し、取り組んでおります。



■信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の経営悪化や倒産などにより、貸出資産の価値が減少したり、消失して銀行が被るリスクのことで、銀行にとって経営に与える影響が最も大きい基本的なリスクです。

当行では、従来から審査部門である融資部と推進部門である営業推進部が独立した組織となっており、相互牽制機能が働く体制を確保するとともに、「信用リスク管理規程」を制定し、当行与信の価値向上を実現するために必要な信用リスク管理の枠組みを定め、信用リスク管理重視の審査体制や大口貸出、特定業種への偏重を避ける体制整備など適切な審査及びリスク管理を実施しております。

一方、信用リスク管理の高度化を図るため「信用格付制度」を導入し、信用リスクの計量化を行い、リスクデータの整備・充実を図るとともに、信用リスク管理に客観性・統一性をもたせております。

審査能力の向上については、人事部・融資部による融資担当役員向け、初級・中堅行員向け等階層別研修の実施や、審査グループ職員の外部研修への参加等により審査能力の向上に努めております。

また、資産査定において、独立した監査部と与信監査部により、自己査定や償却・引当状況について監査機能が十分働く体制を整備しており、適正な資産査定を実施しております。

■市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や為替、株価など市場の変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクです。

当行では、資金証券部が市場関連リスクを担当しており、有価証券運用は、中長期保有を原則としつつ、価格変動リスク等の市場関連リスクを認識し、当行財務に与える影響を踏まえた上で、リスク軽減のための適切な管理を実施し、「安全性」、「流動性」、「収益性」を確保したポートフォリオ運用を目指して運用をしております。

管理体制については、毎月開催されるALM委員会等に報告のうえ、検討、分析を行い、基本方針の決定や運用に対する管理は取締役会等において行なっております。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、当行の信用状況等の変化により資金が流失し資金の調達に不能となったり、市場の混乱等により著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。

当行では資金証券部が関連部署と綿密に連携し、厳格な資金繰り管理をしております。

管理体制については、市場関連リスク同様ALM委員会に報告し、検討、分析を行う体制となっております。

また不測の事態に備えて速やかに対処できるよう緊急時の対応策を整備するなど、適切な措置を講じております。

■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、各業務の過程における事務ミス、システム障害等により、損失を被るリスクのほか、役職員による不正、コンプライアンス体制の不備、災害等によるオペレーションの中断などにより損失を被るリスク、さらに、それらに伴う評判の悪化や訴訟等により損失を被るリスクです。

オペレーショナル・リスクは事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、有形資産リスク、人的リスク、その他オペレーショナル・リスクの7つのリスクに区分しており、その内容は以下のとおりとなります。

●事務リスク

事務リスクとは、正確な事務処理が行われなかったり、内部規程等に違反することに起因し事務事故・不正行為等が発生し損失を被るリスクです。

当行では、事務の多様化や取引量の増加に適切に対処し、お客様からの信頼を維持・向上させていくため、事務処理体制の整備を行うとともに、事務研修、事務習得管理等を行い、事務処理能力の向上に努めております。

監査体制については、監査部業務監査部による本部各部門および営業店への内部監査の実施、営業店自らが行う店内検査、また業務部による指導により事務管理水準の検証と事故の未然防止に努めております。

●システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤操作等、システムの不備等により損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより損失を被るリスクです。

コンピュータシステムは銀行業務に欠くことのできない存在であり、情報処理技術の高度化、発展によりシステムへの依存度はますます高まっております。

当行では、システムリスクを回避するための安全対策を講じるとともに、万一の事故発生に備えた「危機管理計画(コンティンジェンシープラン)」を策定し、支障を最小限に抑える体制としております。

●法務リスク(リーガルリスク)

法務リスクとは、業務の諸取引において、法令や内部規程等に違反することに起因し、取引上のトラブルなどにより損失を被るリスクです。

当行では、コンプライアンス統括部および弁護士によるリーガル・チェック等により、適法性等の検証と事故の未然防止に努め、適正な法令等遵守態勢を構築しております。

●風評(評判)リスク

風評リスクとは、各種リスクが顕在化することや、誤った風評が流れることなどにより、当行の評判の悪化、信用の低下・毀損が発生し、預金等の流出が起きるなどの損失を被るリスクです。

当行では、堅実で健全な経営により信用を築いておりますが、万一に備え、モニタリングするとともに、金融危機等のリスクが顕在化した場合の対応策として「金融危機発生時の対応マニュアル」を定め、適切に対応する体制としております。

●有形資産リスク

有形資産リスクとは、地震、台風等の自然被害、テロ等の人為的災害による社会インフラの障害や有形資産の毀損、又は交通事故や強盗その他により損失を被るリスクです。

当行では万一の災害等の発生に備えた「危機管理計画(コンティンジェンシープラン)」を策定し、迅速かつ適切に対応し、支障を最小限に抑える体制としております。

●人的リスク

人的リスクとは、人事運営上および労務管理上の不公平・不公正や差別的行為などにより、損失を被るリスクです。

●その他オペレーショナル・リスク

その他オペレーショナル・リスクとは、前述のいずれにも属さない事故・トラブルにより損失を被るリスクです。

■関連会社に関するリスク管理

関連会社に関するリスクとは、関連会社が内包するリスクの顕在化により、当行が損失を被るリスクです。

当行の関連子会社は2社ありますが、グループ会社である関連子会社に存在する各種リスクをモニタリングし、適切な対応をとっております。

個人情報保護態勢

個人情報保護における当行の取組み

当行は、お客様の個人情報を適切に取扱うことが社会的責務であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、「個人情報保護方針」を策定し、役職員一同がこれを遵守することによって、お客様の個人情報の保護に万全をつくしてまいります。

また、「個人情報保護方針」に基づき、

- ・「個人情報保護宣言」
- ・「個人情報の利用目的について」
- ・「個人信用情報機関および加盟会員による個人情報の提供・利用について」
- ・「不渡情報の共同利用にあたってのお願い」

を策定・公表し、個人情報の適正で厳格な保護と利用に努めております。

なお、「個人情報の開示請求等手続き」に基づき、ご本人またはその代理人からのご依頼による開示請求等に対応しております。

詳しくは、当行本支店の窓口にお申し出ください。

個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関する相談窓口

当行の個人情報の取扱いおよび安全管理措置に関するご質問・苦情については、下記の相談窓口で受付いたします。

静岡中央銀行 営業推進部「お客様相談室」
〒410-0801 沼津市大手町4丁目76番地
TEL 0120-700-858

当行の個人情報保護方針等の詳細は、当行ホームページ・店頭ポスター・パンフレット等により公表しております。

<http://www.shizuokachuo-bank.co.jp>

顧客保護等管理態勢

お客様保護のための取組み

当行では、金融機関の業務の健全性および適切性の観点や顧客の保護および利便性の向上の観点から、顧客保護等管理態勢の整備・充実をきわめて重要であると認識し、「顧客保護等管理方針」を制定し、法令等に従った適切な体制の整備・充実に努めております。

本方針に基づき、必要な顧客保護等管理に関する内部管理規程を制定するなど態勢整備に努めるとともに、銀行都合での業務を行わず、当行の基本方針の柱である「お客様中心主義」(お客様の目線に立ったCC)を実践し、お客様の評価・支持を高めることに努めております。

■顧客説明管理

与信取引、預金等の受入れ、金融商品の勧誘・販売等に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うため、「顧客説明管理規程」を設け、各種顧客説明マニュアルに基づいた説明を行うよう説明態勢を整備しています。

■顧客情報管理

お客様の個人情報の適切な取扱いおよび厳正な管理について、「個人情報保護基本規程」を定め、各種法令等の遵守や不正アクセス、個人情報の紛失および漏洩等防止のための安全管理対策を実施し、お客様の個人情報保護態勢を整備しています。

■顧客サポート等管理

お客様からの相談、苦情等に真摯な姿勢で、適切かつ十分に対応するとともに、常にお客様の目線に立った業務改善に努めるため、お客様相談窓口の設置やCSマニュアル等により、お客様をサポートする態勢を整備しております。

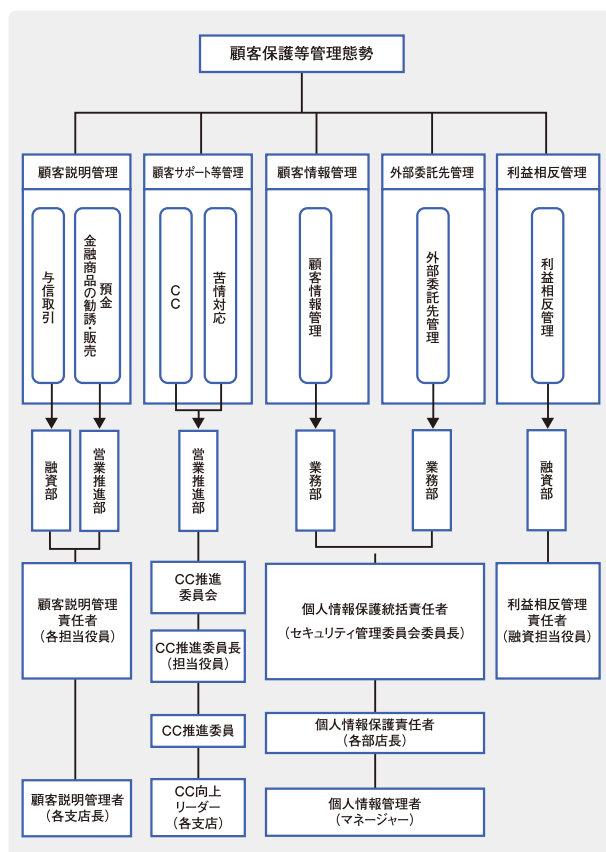
■利益相反管理

当行または当行の関連会社とお客様の間、ならびに当行または当行の関連会社のお客様相互間における利益相反により、お客様の利益が不当に害されることのないよう、「利益相反管理規程」を設け、各種法令等の遵守や対象取引の特定、およびその管理方法等を定め、利益相反管理態勢を整備しています。

■外部委託先管理

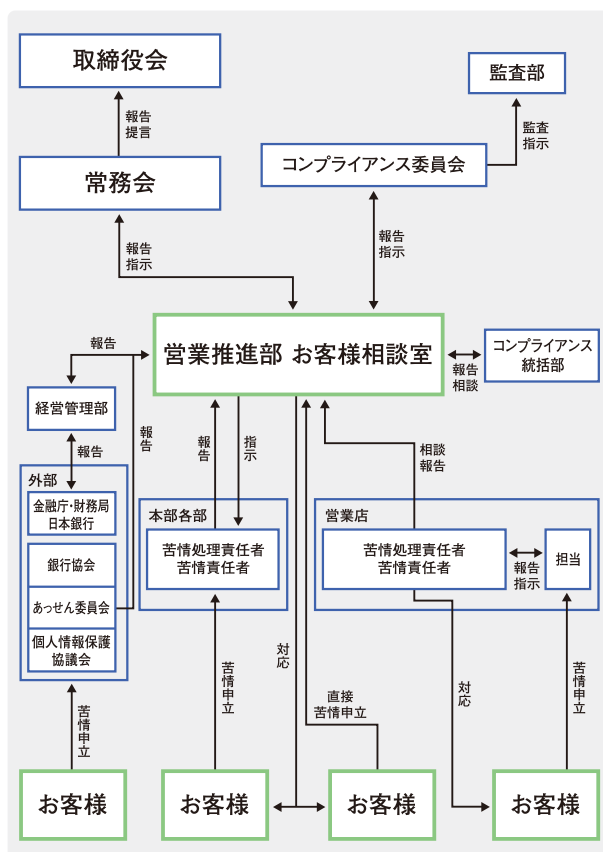
お客様との取引に関連する当行の業務を外部に委託する際、お客様の情報その他お客様の利益を保護するために、「外部委託管理規程」を定め、定期的または必要に応じてモニタリングを実施するなど、厳正な外部委託先管理態勢を整備しています。

顧客保護等管理態勢組織図



平成25年6月30日現在

苦情対応体制フロー図



平成25年6月30日現在

お客様保護における静岡中央銀行の特徴的な取組み

■法務相談態勢

当行では、お客様保護における特徴的な取組みとして、営業店の現場で発生するさまざまな事案に対し、コンプライアンス統括部による法務相談を行っており、法務面を踏まえた的確な状況判断を行い、適切かつ迅速にお客様に対応しております。平成24年度は1,350件の法務相談を受け、制度開始以来では約6千件となりました。

その中で特に、相続や高齢のお客様との取引に関する相談が年々増えており、平成24年度は全体の約70%弱を占めお客様のニーズが高まっております。

また、高齢のお客様との取引や相続に関する相談内容が多いことを踏まえて、高齢のお客様との取引に関する営業店向けガイドブックを平成19年9月、相続に関する営業店向けガイドブックを平成21年1月に発刊し、顧客保護の観点から、適切な対応を実施しております。

■反社会的勢力との取引排除の取組み

反社会的勢力との取引排除は、金融機関の社会的責任であり、コンプライアンス基本方針へ反社会的勢力との対決方針を明示する他、行内体制を整備しております。

政府が策定した指針に基づき、平成22年4月に普通預金・当座預金・貸金庫規定へ暴力団排除条項を挿入するとともに、同取引を開始する際は、反社会的勢力ではないことの同意書を受け入れることとしました。また、平成23年10月からは全預金規定に暴力団排除条項を挿入し、反社会的勢力との取引排除における態勢を強化しております。

特別情報管理検索システムについては、平成19年6月より稼働開始し、現在は全ての種類の取引を新規に開始する際には、同システムの検索を義務付けし、登録済の人物・団体と一致した場合は取引を謝絶することとしております。

平成21年5月には、特別情報・凍結口座システムとして横断的に検索可能となったほか、平成21年8月には、CIF開設時、法人代表者等に加え、保証人等の変更も検索対象に追加し、体制をより強化しております。

また、既存取引においても実態調査を行い、取引解消に向け取組んできましたが、平成24年6月より、全顧客データと登録済データの定期的なスクリーニングを開始するなど、取引実態の把握とモニタリングを強化しております。

■振り込め詐欺等金融犯罪防止に向けた顧客保護態勢の強化

●類推されやすい暗証番号の使用停止

偽造、盗難キャッシュカード等の預金の不正利用による被害拡大を抑止し、お客様の大切な資産をお守りするための対策として、生年月日や電話番号等類推されやすい暗証番号を使用しているお客様に対し、預金残高10万円以上のお客様を対象に、事前にダイレクトメール等にて変更のご依頼を複数回に亘りお願いしたうえで、類推されやすい暗証番号の使用停止を実施しました。

●ICキャッシュカードの導入

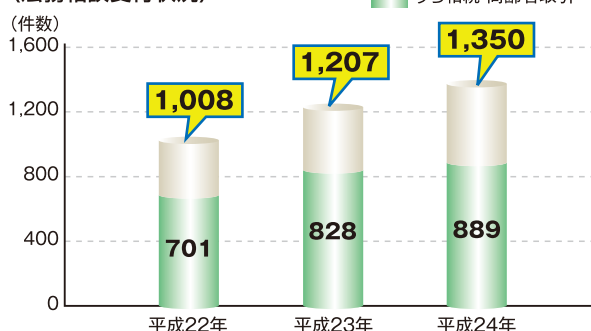
キャッシュカードにおけるセキュリティ向上のため、ICキャッシュカードの取扱をしております。

新規口座開設の他、既存のキャッシュカードからの切替についても可能です(有料)。

●電子証明書の導入

インターネット犯罪防止のため、法人向けインターネットバンキング「しずちゅうビジネスWEB」の本人認証に「電子証明書」を導入し、不正アクセスを防止するセキュリティを強化しております。

〈法務相談受付状況〉



平成17年度の制度開設以来、累計約6千件！
平成24年度は年間1千3百件のご相談に対応！
(約70%弱が相続・高齢者取引)

■「相続マイスター制度」の導入

お客様からの相談ニーズの高い「高齢者取引」「相続手続」業務に強い人材を育成、輩出するため、行内資格として「相続マイスター制度」を制定しました。

平成23年1月に第1回目の試験を実施、現在までに「相続マイスタージュニア」は411名、上級資格である「相続マイスター」は32名の合格者を輩出しています。



●不正利用口座開設防止に向けた取組み

振り込め詐欺等に利用される不正口座開設防止策として、警察庁が作成した凍結口座名義人リスト(振り込め詐欺に利用した口座の名義人リスト)を口座開設時に検索・照会するシステムを構築し、リスト該当者の口座開設は謝絶することとしております。

また、未公開株や社債購入を騙り、法人口座へ振込させる詐欺被害が増加している状況を鑑み、法人口座開設の審査を厳格化しております。

●金融犯罪防止に向けた行員研修

金融犯罪防止に向けた研修や勉強会を実施し、窓口等での未然防止を徹底し、ATMコーナーでの携帯電話使用禁止等ATMコーナーへのポスター等の掲示や声掛けの実施を徹底しました。

●キャッシュカードによるATMでの1日あたりの支払限度額変更

振り込め詐欺や偽造・盗難キャッシュカード等の金融犯罪が社会問題となっている現状下、犯罪被害からお客様の大切な資産をお守りするため、キャッシュカードによるATMでの支払限度額の引下げを実施いたしました。

「お客様中心主義 (CC)」への取り組み

当行は、経営理念である「堅実で健全な経営」のもと、平成16年4月よりスタートした第5次中期経営計画から今日まで一貫して、「お客様中心主義」を基本方針の柱に掲げ、地域の皆様やお取引先に対し、ニーズに合った金融商品・サービスの提供と迅速な対応に努めております。

「ベターサービスノート」や「CCホットライン」、「お客様アンケート」等を通じてお客様からの貴重なご意見・ご要望をマーケティングし、お客様のニーズを正しく掴み、経営に反映させるため、本部・支店が一体となった体制整備に努め、お客様の目線に立った施策・行動を実践してまいります。

CC推進体制 ～お客様のご意見・ご要望をマーケティングし、経営に反映させる体制～

■ 中期経営計画の柱

平成24年4月からスタートした、第9次中期経営計画【TRY II】において「お客様中心主義の実践」を基本方針として掲げております。お客様のニーズにお応えできるベストパートナーとしての役割を果たすべく、全役職員が一丸となり取り組んでおります。

■ ベターサービスノートの活用

お客様から寄せられたご意見・ご要望は、各営業店から「ベターサービスノート」として毎日報告され、緊急を要するもの、本部対応が必要なものは「本部対応シート」を作成し、施策に反映させ、経営改善に努めております。

■ お客様アンケートの実施

お客様の率直なご意見・ご要望をお伺いし、地域のお客様のニーズを重視した業務活動や商品開発等の参考にするために、既にお取引のあるお客様やお取引のない支店周辺のお客様等を対象にアンケートを実施しております。

アンケート結果についてはお客様からの貴重なご意見・ご要望として、施策に反映しております。

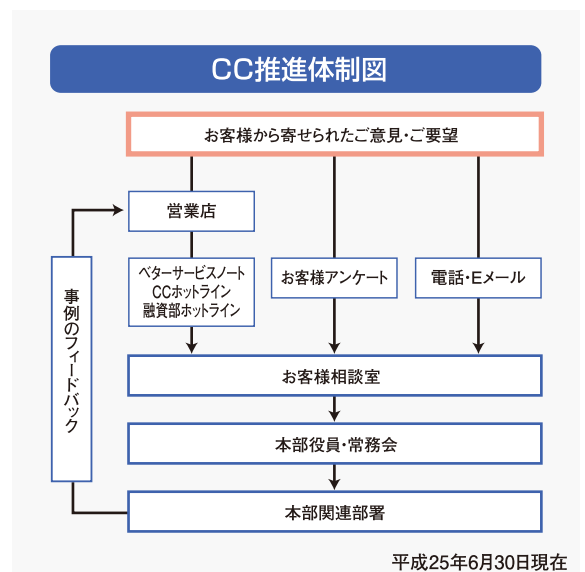
■ CC推進委員会の設置

お客様により良いサービスをご提供するため、お客様のニーズ、ご意見・ご要望を踏まえ、お客様の視点から業務を見直し、対応や商品等の改善策を議論するための方策を検討する組織として「CC推進委員会」を設置し、全行的にCCへ積極的に取り組んでおります。

■ CCホットラインの活用

お客様のニーズ実現に向けた制度として、「CCホットライン」を活用しております。

本制度は、営業店がお客様との面談により収集したニーズを日々本部に報告し、経営陣や本部はニーズを整理し、営業店だけでは解決できない案件については、営業店と一体となり顧客ニーズの実現に向けた取り組みを組織的に実践していく制度です。



お客様からのご意見・ご要望・苦情等

営業店に「お客様相談窓口」、本部営業推進部内に「お客様相談室」をそれぞれ設置し、支店・本部間で情報を共有し、迅速に対応する体制を整備しております。

お客様からのご意見・ご要望・苦情等については、各営業店およびお客様相談室にてご相談を承っております。

銀行業務に関してお困りのことや、当行へのご意見・ご要望・苦情等がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

なお、当行では、金融ADR制度への対応として、銀行法上の指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会と苦情対応手続および紛争解決手続に関し、契約を締結しております。

【ご相談窓口】

連絡先 静岡中央銀行お客様相談室(本部 営業推進部内)
電話番号 0120-700-858
受付時間 月曜日～金曜日(祝日および銀行休業日は除く)
午前9時～午後5時
Eメール info@shizuokachuo-bank.co.jp

指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109(一般電話から)
または03-5252-3772(携帯電話・PHSから)
受付時間 月曜日～金曜日(祝日および銀行休業日は除く)
午前9時～午後5時

お客様のご意見・ご要望を反映した当行の施策

お客様からいただいた貴重なご意見・ご要望は「ベターサービスノート」として各支店から毎日報告され、社長以下、本部役員・部長に毎日回議され、全店に還元して情報を共有しております。平成24年度の受付件数は3,812件となり、寄せられたご意見・ご要望から、お客様のニーズに合った商品開発や利便性向上に向けた業務改善等、様々な施策へ反映しております。

お客様にとって、より快適・便利で、安心して当行をご利用していただくために、今後もお客様の目線に立った施策・行動を全役職員一丸となって取り組んでまいります。

■ お客様からのご意見・ご要望を反映した主な取組み（平成24年度中）

項目	主な具体的内容
商品・サービス提供	<p>「お買物券付定期預金」の発売（平成24年4月～平成25年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元商店街等の活性化のため、地元商店街やショッピングセンター等で利用できる「お買物券付定期預金」を発売（平成19年12月より）。 ※平成24年度実施回数：9回（7地区） ※お買物券配布先数：3,148名、お買物券配布額…16百万円
	<p>「富士山フォトコンテスト」の実施（平成24年5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“ふじのくに”静岡の魅力を県内外に紹介し、地域の活性化に貢献するため、「富士山フォトコンテスト」を開催（平成23年5月より毎年実施）し、最優秀賞を当行カレンダーに採用し配布。入賞作品は、ホームページ上で公表、当行本支店で写真展を開催。
	<p>「しずちゅうクレジットラインリリーフ」（事業者向け無担保ローン）の商品内容改訂（平成24年8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資期間を最長10年間（従来5年間）とするなど、顧客ニーズを踏まえ、商品内容を改訂。
	<p>「医療機関向けセミナー」の開催（平成24年9月～平成25年3月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミサワホームと共催し「サービス付高齢者向け住宅開設経営セミナー」を静岡県内各地で3回開催、個別相談等お客様へのサポート体制を強化。
	<p>「しずちゅう旗 静岡県学童軟式野球大会」の開催（平成24年9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童の心身の健全な育成支援のため、「静岡県学童野球連盟」および「静岡県少年野球振興会」と共催し、「第1回しずちゅう旗 静岡県学童軟式野球大会」を開催（約290チームが参加）。入賞作品は、ホームページ上で公表、当行本支店で写真展を開催。
	<p>「やら米^{まい}（まい）かプレゼント定期預金」の発売（平成24年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松ブランド認定品「やら米^{まい}か」をプレゼントする地産地消定期預金「やら米^{まい}かプレゼント定期預金」を遠州エリア4カ店で発売（平成23年10月より毎年実施）。
	<p>「ビジネスクラブセミナー」の開催（平成24年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域企業の経営者を応援するため、ビジネスクラブセミナーを開催。「ゼロから学んだ経営術」と題し、特別講師として「小松ばね工業株式会社 代表取締役会長 小松節子氏をお招きし、中小企業経営の勘所について講演。
	<p>「しずちゅう中小企業会計活用資金」の創設（平成24年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務経営力の強化に努める中小企業者の方に対し、最大年▲0.4%の金利優遇制度「しずちゅう中小企業会計活用資金」を創設。
	<p>「法務相談・お客様セミナー・出張講座の充実」（平成17年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様ニーズの高い「法務相談」1,350件、「お客様セミナー」13回、営業店への「出張講座」67回実施。
店舗	<p>「厚木支店」新築オープン（平成24年5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年5月、厚木支店（神奈川県海老名市）新築移転オープン。 ・駐車場スペース14台に増設、相談スペースの拡大、店舗入口に点字ブロック設置、LED照明採用等、環境やバリアフリーに配慮した店舗へ。
	<p>「長泉支店」新築移転オープン、同三島北出張所リニューアルオープン（平成24年11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年11月、長泉支店（静岡県駿東郡長泉町）新築移転オープン。 ・駐車場スペース69台設置。 ・同三島北出張所（静岡県三島市）をリニューアルオープン。

地域密着型金融推進計画の取組み

地域密着型金融の取組方針～「中期経営計画の推進」＝「地域密着型金融の推進」

当行では、「中期経営計画を推進」することこそが、「地域密着型金融の推進」と捉えており、平成15年度の取組開始以来、経営の最重要課題として、役職員一丸となって積極的に取組んでおります。

平成24年度(平成24年4月～平成25年3月)の取組状況については、「お客様中心主義」の姿勢で、地域の皆さまやお取引先の皆さまのニーズに対し、お客様目線でお応えすることに努めた結果、重点施策、具体的な取組みは着実に進捗いたしました。

顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮では、重点施策として、「創業・新事業支援」、「成長分野・製造業への支援」、「経営改善・事業再生支援」を掲げ、従来以上にコンサルティング機能の発揮に努め、積極的に推進した結果、着実に成果を収めることができました。

地域の面的再生への積極的な参画では、重点施策として、「お客様ニーズの収集と迅速な対応」、「地域活性化につながる多様なサービスの提供」、「地域・社会貢献活動への積極的な取組み」を掲げ、マーケティングによりお客様ニーズを収集する中、地域活性化への取組みを充実させ、積極的に推進した結果、着実に成果を収めることができました。

今後においても、地域密着型金融の取組みを「地域金融機関の恒久的な使命」として捉え、お客様のニーズ・ご期待にお応えできるよう努めるとともに、「お客様・地域社会の発展に貢献し信頼される銀行」を目指し、役職員一丸となって推進してまいります。

平成24年度～平成25年度の重点施策

■顧客企業に対する コンサルティング機能の発揮

- (1) 創業・新事業支援
- (2) 成長分野・製造業への支援
- (3) 経営改善・事業再生支援

■地域の面的再生への 積極的な参画

- (1) お客様ニーズの収集と迅速な対応
- (2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供
- (3) 地域・社会貢献活動への積極的な取組み(参加型から主催型へ)

■地域や利用者に対する 積極的な情報発信

- (1) 「地域密着型金融推進計画」の策定・取組状況等の公表
- (2) お客様目線に立った分かりやすい情報発信

数値目標の結果(平成24年4月～平成25年3月:2年間の目標における1年目の実績)

項目		H24～25年度 (2年間目標)	H24年度 実績			
				進捗率		
1	顧客企業に対する コンサルティング 機能の発揮	①外部機関と連携した支援先の増加	20社	14社	70.0%	
		②ファンドを活用した再生支援	2社	0社	0.0%	
		③「医療・介護分野」取引先の増加	30社	25社	83.3%	
		④「製造業」取引先の増加(中小・零細企業主体)	50社	▲11社	▲22.0%	
		⑤「地域力創生ファンド」による支援	80億円	28億円	35.0%	
		⑥FP資格取得	新規取得及び上記級取得	80名	47名	58.7%
		⑦金融窓口サービス資格取得	新規取得及び上記級取得	60名	22名	36.6%
2	地域の面的再生へ の積極的な参画	①インターンシップの取組	年2回開催	年2回開催	50.0%	
		②「お買い物券付定期預金」の取扱	8地域	7地域	87.5%	
		③相続マスター資格取得	相続マスター	15名	9名	60.0%
			相続マスター(ジュニア)	100名	29名	29.0%
		④相続・高齢のお客様等「お客様セミナー」、「出張講座」	60回	80回	133.3%	
⑤相続・高齢のお客様等「法務相談」	2,400件	1,350件	56.2%			

地域密着型金融推進計画の進捗状況の詳細はホームページに公表しております。

<http://www.shizuokachuo-bank.co.jp>

地域への信用供与

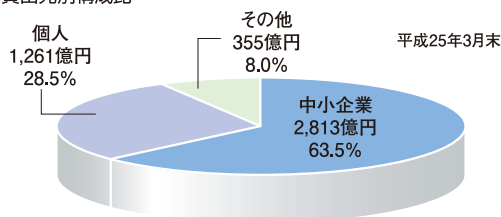
当行は、地域金融機関の最大の使命である、中小・零細企業の資金繰り支援等中小企業金融の円滑化、および地域のお客様への信用供与を迅速かつ積極的に実施いたしました。

中小企業・個人向け貸出、静岡県内・神奈川県内への貸出

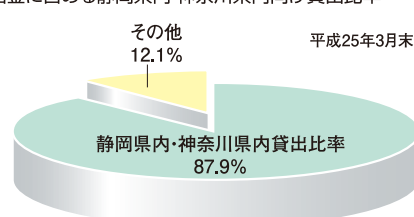
当行では、静岡県と神奈川県などの地域のお客様からお預かりした大切な預金のほとんどを地域の企業や個人への貸出に向けており、静岡県内・神奈川県内向け貸出は87.9%となっております。

中小企業への貸出は2,813億円、貸出金全体の63.5%を占めており、個人への貸出は1,261億円、貸出金全体の28.4%と増加しました。

◆貸出先別構成比



◆総貸出金に占める静岡県内・神奈川県内向け貸出比率



信用保証協会付融資への取組み

当行は、中小企業の皆さまの経営基盤の安定のために、各地の保証協会と連携し、お客様のニーズにお応えするご提案に努め、信用保証協会付融資を推進しています。

地域金融機関の最大の使命である中小・零細企業への資金繰り支援を積極的に行った結果、平成25年3月末の残高は932億円となりました。

特に、中小・零細企業にとっての資金調達のための武器である制度融資を中心に積極推進いたしました。

また、保証制度の提案や習熟を目的とした勉強会や案件検討会やエリア情報交換会、本部研修、本部の営業店支援を精力的に実施し、中小企業に適した資金繰り支援の手法の徹底を図りました。

地域企業の経営改善・事業再生支援への取組み

■本支店一体となった経営改善・再生計画策定支援強化

取引先の経営改善支援については、平成25年5月に重要な対象先の見直しを実施し、「本部支援先」、「本部サポート先」を再選定したほか、重点支援先に対するケアだけでなく、それ以外の小規模な中小企業者にも再生支援活動を拡大し、新規資金需要、財務・売上増加等のアドバイス、コンサルティング機能強化を図るため、「営業店モニタリング先」を、営業店別に選定しております。

支援方針を明確化し、「支援状況のモニタリング」、「支援活動の具体的指導」、「帯同訪問」など本部サポート体制を強化し、本支店一体となった経営改善支援への取組みを行っております。

■中小企業再生支援協議会および税理士・コンサルタント等外部機関の積極的な活用

中小企業再生支援協議会やTKC経営改善支援協議会メンバー税理士等外部機関との連携を強化、再生計画の策定、モニタリング等、企業再生支援に注力しております。平成24年5月、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法（簡易版）が新設されたことを踏まえ、更に積極的な活用を図っております。

【平成24年度活動実績】

- ・中小企業再生支援協議会 8社（平成16年度からの累計：15社）
- ・税理士、外部コンサルタント会社 6社

■中小企業再生ファンド（観光関連事業、地場産業等）の積極的な活用

地域経済の活性化を図るため、特に「静岡中小企業支援ファンド」を積極的に活用しています。平成25年3月末現在で累計4社が同ファンドを活用し、再生支援を実施しました。平成25年3月には、このうち1社について、再生計画が順調に実行され、計画を上回る再生を遂げたため、同ファンドから債権を買い取る「リファイナンス」を実施、これで、4件すべてのリファイナンスが完了しました。

■認定支援機関による経営改善計画策定事業の活用

当行は、平成24年11月に中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として認定されました。「経営革新等支援機関」とは、中小企業の皆さまが安心して経営相談等が受けられるよう、専門知識や、実務経験が一定レベル以上のものに対し、国が認定することで、公的な支援機関として位置づけられているものです。

平成25年3月より国の展開する中小企業支援策の一環として、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」が開始されたことを踏まえ、経営改善計画策定支援に要する費用に対する補助金の活用等の支援に積極的に取り組んでおります。

成長分野、製造業への支援

■医療・介護推進チームの活用

「医療・介護推進チーム」(平成23年2月創設)による外部機関との連携を強化、営業店支援・サポートを積極的に行い、計画段階でのアドバイス等を実施するなど、同分野への取組みを推進しました。

■「サ・高・住セミナー」の開催

ミサワホームと共催し、「サービス付高齢者向け住宅開設経営セミナー」を開催、お客様のニーズにお応えするため、個別相談等も実施しサポート体制を強化しました。

平成24年度は、同セミナーを3回開催し、66組87名のお客様に参加いただきました。

■「地域力創生ファンド」の推進

「医療・介護・健康関連事業」、「高齢者向け事業」、「保育・育児事業」を対象とした「地域力創生ファンド」(平成22年10月創設)の取扱期間を2年間延長(平成24年4月～平成26年3月末)、融資総額を150億円に増額。

平成24年度は、33件 28億円の実績となりました。

■中小企業向け無担保ローン等の推進

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資商品である製造業新規取引融資商品「ものづくりサポートローン」を取り扱っているほか、事業者向け無担保ローンの「しずちゅうクレジットライン/リリーフ」をお客様のニーズを踏まえ、商品内容を改定しました。

その他無担保の既存商品である「ベスト融資」および「ビジネスローン」の2商品についても、より多くのお客様にご利用いただけるよう、積極的に推進しています。



金融円滑化に係る取組状況について

金融円滑化に向けた取組みについては、「お客様中心主義」の基本方針のもと、地域金融の円滑化が地域金融機関の最大の使命と認識して、中小企業や個人事業主のお客様からの資金需要や貸出条件の変更等に関するご相談や、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済負担の軽減のご相談等に対して、金融機関としてのコンサルティング機能を発揮し、迅速かつ柔軟に対応してまいりました。

法期限到来後も地域金融機関として、今まで以上の「お客様中心主義」に徹し、従来取組んできた金融円滑化への取組みをさらに強化し、適切且つ積極的な対応に努めてまいります。

■金融円滑化法期限到来後の対応

当行は、金融の円滑化が地域金融機関として果たすべき重要な役割の一つであることを認識し、金融円滑化法施行以前から、「お客様中心主義」に徹し、お客様の資金需要やご返済条件見直し等のご要望に対する対応や、お客様の経営相談・経営指導及びお客様の経営改善に向けた取組みに関する支援を適切・迅速に行うよう努めてまいりました。

法終了後も上記方針は何ら変わるものではなく、これまで同様お客様の申込・ご相談には真摯にかつ迅速に対応いたします。

■金融円滑化におけるご相談窓口

貸付条件の変更等のご相談および苦情相談等については、お取引いただいております営業店にて承りますが、本部内にも専用の「金融円滑化相談窓口」を設置しております。

《金融円滑化相談窓口》

・専用フリーダイヤル:0120-622-980

・受付時間:平日9:00～17:00

金融円滑化に係る取組状況の詳細はホームページに公表しております。

<http://www.shizuokachuo-bank.co.jp>

【取引先への説明チラシ、ホームページ掲載内容】

お取引先 各位

金融円滑化法期限到来後の当行の対応方針について

ご安心ください!

法期限到来後も、当行の金融円滑化に向けた基本方針は変わりません。

お客様の申込・ご相談には、引続き真摯にかつ迅速に対応してまいります。

当行は、金融の円滑化が地域金融機関として果たすべき重要な役割の一つであることを認識し、金融円滑化法施行以前から、「お客様中心主義」に徹し、お客様の資金需要やご返済条件見直し等のご要望に対する対応や、お客様の経営相談・経営指導及びお客様の経営改善に向けた取組みに関する支援を適切・迅速に行うよう努めてまいりました。

金融円滑化法は、平成25年3月末を以って期限を迎えますが、法期限到来後も、当行の金融円滑化に向けた方針は何ら変わるものではありません。

当行は、金融円滑化法期限到来後も、中小事業者のお客様や住宅ローンをご利用の皆様からのご返済条件の変更等のお申出に対し、これまでと同様、真摯にかつ迅速に取り組んでまいります。

また、中小事業者のお客様に対しては、お客様がお持ちの経営課題の解決に向けた継続的な取組みに対して、課題に応じた最適な解決策をご提案させていただき、十分な時間をかけてその実現のための支援を行なうなど、コンサルティング機能の一層の発揮に努めてまいります。

お客様がお持ちの経営課題やその解決策につき是非ご相談ください。

金融円滑化法期限到来後の対応 Q & A

Q 3月以降、銀行が、貸付条件の変更等に成りなくなるのでは? 貸し取りや貸し割がしは、おさまるか?

A 当行は、金融円滑化法期限到来後も、中小事業者のお客様からのご返済条件の変更等のお申出や資金需要に対するご相談、住宅ローンをご利用の皆様からのご返済条件の変更等のお申出に対し、これまでと同様、真摯にかつ迅速に取り組んでまいります。

Q 貸付条件の変更等を行った借り手は、平成25年3月までに経営課題を解決しなければならぬのですか?

A 貸付条件の変更等を行った全てのお客様に平成25年3月までに何らかの最終的な解決を求めるものではありません。当行は、それぞれのお客様の経営課題に応じた最適な解決策をお客様の立場に立ってご提案し、十分な時間をかけてご支援します。

◆本件に関するお問い合わせ窓口◆

静岡中央銀行 融資部 金融円滑化相談窓口 (担当:河輪)

☎ 0120-622-980

静岡中央銀行

地域への貢献・地域サービスの充実

■CS SHOP(インスタブランチ)開設!

当行では、“平日の夕方や土日も利用したい”というお客様の声にお応えするため、平成19年12月「CS SHOP」1号店を開設しました。

CS SHOPは「土日オープン」、「平日の午後3時以降も営業」し、住宅ローンや預かり資産等の相談業務を中心とする個人向け店舗です。

各種イベントやセミナーなど、様々な取り組みを実施していますので、お近くにお越しの際は、是非、お気軽にお立ち寄りください。



H19/12
1号店

サントムーン柿田川出張所
(静岡県駿東郡清水町)

所在地:静岡県駿東郡清水町玉川61番地の2
サントムーン柿田川 シネマ棟1階

◆主な取組

・「お買い物券付定期預金」の取扱い
静岡ガス様とのイベントコラボ
「料理教室とお金のお話あれこれ」等



3号店

マークイズ静岡出張所
(静岡県静岡市)

所在地:静岡県静岡市葵区柚木191
MARK IS 静岡2階

◆主な取組

・「お買い物券付定期預金」の取扱い
・「お金の教室」(予定)等

NEW!!
平成25年4月
オープン



H22/12
2号店

湘南モールフィル出張所
(神奈川県藤沢市)

所在地:神奈川県藤沢市辻堂新町4丁目1-1
湘南モールフィル1階

◆主な取組

・「お買い物券付定期預金」の取扱い
・ポイントサービスの取扱い
(投資信託ご購入等お取引に応じて
ポイントをプレゼント)



■祝 富士山“世界文化遺産登録”

◆「富士山カレンダーフォトコンテスト」開催

平成23年5月より、“ふじのくに”静岡の魅力県内外に紹介し、地域の活性化に貢献するため、「富士山フォトコンテスト」を開催(毎年実施)し、最優秀賞を当行カレンダーに採用し配布しています。

また、今年度は富士山世界文化遺産登録を記念し、「世界文化遺産賞」を、特別に創設しました。

入賞作品については、ホームページ上で公表し、当行本支店で写真展も開催しています。

その他、「富士山清掃活動」等の保護・保全活動にも積極的に参加しています。

※平成25年度カレンダー最優秀作品は、P1～P2に掲載しております。

◆「しずちゅう富士山世界文化遺産登録記念定期預金」発売

平成25年7月1日より、富士山世界文化遺産登録を記念した特別金利の定期預金「しずちゅう世界文化遺産登録記念定期預金」を期間限定で発売しました。

今回、当行では、富士山の環境保全活動に役立てていただくため、「静岡県地球環境保全等に関する基金」に223万円を寄付させていただきますこととしました。

今後も、様々な機会を通じ、富士山の保護・保全活動に協力してまいります。

○販売期間:平成25年7月1日(月)～
12月30日(月)

○預入期間:1年

○適用金利:0.223%《ふじさん》

○販売総額:100億円

○寄付金額:寄付金223万円を「静岡県地球環境保全等に関する基金」に寄付

○記念品:本商品を新規でお預入れいただいたお客様に記念品を
進呈



■「第1回しずちゅう旗 静岡県学童軟式野球大会」開催

平成24年9月、学童の心身の健全な育成支援のため、「静岡県野球連盟」および「静岡県少年野球振興会」と共催し、「第1回しずちゅう旗 静岡県学童軟式野球大会」を開催(約290チームが参加)いたしました。

また、同予選会を対象に「はつらつプレーフォトコンテスト」を実施し、入賞・入選作品はホームページ上で公表し、当行本支店で写真展も開催しています。

■しずちゅうビジネススクラブセミナーの開催

当行では、地域事業を営む取引先企業の皆さまを会員とした「しずちゅうビジネススクラブ」を設立し、(株式会社日経BPと提携)会員の皆さまの交流や経営をサポートするさまざまな情報・サービスの提供やセミナーの開催などで、経済活性化のお手伝いしております。

平成24年10月には、「ゼロから学んだ経営術」と題し、特別講師として「小松ばね工業株式会社 代表取締役会長 小松節子氏」をお招きし、中小企業経営の勘所をご講演いただきました。

【しずちゅうビジネススクラブ事務局】

静岡中央銀行 営業推進部内 TEL:055-962-3410

■お客様アンケートの実施

お客様の率直なご意見・ご要望をお伺いし、地域のお客様の満足度を重視した業務活動や商品開発等の参考にするために、平成25年2月にお取引のあるお客様にアンケートを実施しました。

約5,400通をお客様に送付し、1,761通のご回答をいただきました。

当行は、アンケートによるお客様の貴重なご意見を今後のサービス向上に活かしていきます。

なお、お客様アンケートの実施結果については、当行のホームページ上に公表しております。

地域貢献定期預金の推進～地元商店街等の活性化に取り組んでいます～

■「お買い物券付定期預金」による地域貢献

平成19年12月より、地元商店街等の活性化のため、地元商店街やショッピングセンター等で利用できる「お買い物券付定期預金」の販売を開始いたしました。

お客様をはじめ、地元市長、商工会議所、商店街の皆さまからもご好評をいただいております。今後も販売エリアを拡大し、地域貢献に努めてまいります。

「お買い物券付定期預金実績」

(平成19年12月～平成25年3月)

- 実施回数:40回(17地区)
- お買い物券配布先数:延1万2千名
- お買い物券配布額:約6千5百万円

平成24年4月～平成25年5月 実績

◆焼津地区

●「しずちゅう焼津みなと定期預金」 (平成24年4月、平成25年5月)

お客様からのご好評をいただき、計5回の取組。預金額に応じて商品券をプレゼント。

- *対象店舗…焼津支店(静岡県)
- *お買い物券配布額…2,800千円



◆神奈川県厚木地区

●「しずちゅう海老名スマイル定期預金」(平成25年5月)

厚木支店の新築1周年を記念して、厚木駅前栄光会と連携し、同会が発行する「お買い物券」をプレゼント。

- *対象店舗…厚木支店(神奈川県)
- *お買い物券配布額…5,000千円(平成25年6月末現在)



◆吉原地区

●「しずちゅう吉原宿定期預金」(平成24年7月)

吉原商店街振興組合と連携し、同組合が発行するお買い物券「吉原ポイントカード(満点カード)」を預金額に応じてプレゼント。

- *対象店舗…吉原支店(静岡県)
- *お買い物券配布額…1,000千円



CS SHOP

◆沼津地区

●「5周年記念定期預金」(平成24年12月) ●「春のWチャンス定期預金」 (平成25年3月)

オープン5周年記念等、サントムーン柿田川(本館・アネックス)各テナントでご利用いただける「お買い物券」を預金額に応じてプレゼント。

- *対象店舗…サントムーン柿田川出張所(静岡県)
- *お買い物券配布額…1,163千円(上記2回の合計)



◆神奈川県中央林間地区

●「しずちゅう中央林間大好き定期預金」(平成24年10月)

中央林間西口商店会・中央林間中央通り商店会と連携し、同商店会が発行するお買い物券を預金額に応じてプレゼント。

- *対象店舗…中央林間支店(神奈川県)
- *お買い物券配布額…1,546千円



◆神奈川県藤沢地区

●「2周年記念定期預金」(平成24年12月)

オープン2周年を記念して、湘南モールフィル内でご利用いただけるお買い物券を預金額に応じてプレゼント。

- *対象店舗…湘南モールフィル出張所(神奈川県)
- *お買い物券配布額…1,404千円



◆長泉地区

●「しずちゅう長泉スマイル定期預金」(平成24年11月)

長泉支店の新築オープンと三島北出張所のリニューアルオープンを記念して、長泉町商工会と連携し、同会が発行するお買い物券を預金額に応じてプレゼント。

- *対象店舗…長泉支店・三島北出張所
- *お買い物券配布額…4,544千円



◆静岡県

●「オープン記念定期預金」(平成25年4月)

マークイズ静岡出張所の新規オープンを記念して、「MARK IS 静岡」内でご利用いただけるお買い物券を預金額に応じてプレゼント。

- *対象店舗…マークイズ静岡出張所(静岡県)
- *お買い物券配布額…3,000千円



■地産地消定期預金「^{まい}やら米かプレゼント定期預金」による地域貢献

平成23年10月より、浜松ブランド認定品「やら米か」をプレゼントする地産地消定期預金「やら米かプレゼント定期預金」を遠州エリア4カ店で販売開始(毎年10月実施予定)いたしました。



「やら米かプレゼント定期預金実績」

(平成23年10月～平成25年3月)

- 実施回数:2回
- やら米か配布先数:延2千2百名
- やら米か配布量:約8千5百kg

平成24年

8月 「しずちゅう旗はつらつプレーフォトコンテスト」の
入選作品と展示について

「第1回 しずちゅう旗 静岡県学童軟式野球大会」の開催に併せ実施した「しずちゅう旗はつらつプレーフォトコンテスト」の入選作品を決定するとともに、入選作品の営業店舗での展示を実施しました。

9月 医療機関向けセミナー開催のお知らせ
～『サービス付高齢者向け住宅』開設経営セミナー～

ミサワホーム株式会社との共催により、静岡県沼津市で、医療・介護分野の関係者の皆さま向けに、「医療機関による介護事業運営」や「高齢者住宅運営ノウハウ」について、実例を交えた様々な情報提供の場として、「医療機関向けセミナー」を開催しました。



*平成24年12月(静岡市)、平成25年3月(浜松市)にも同様のセミナーを開催しました。

『インターシップ』の実施

CSRの一環として、地域への「金融教育」に積極的に取組むべく、9月5日～12日の6日間、大学生24名を対象に「インターンシップ(就業体験)」を実施しました。インターンシップの実施は、今回で6回目となりますが、今年度より、より多くの方に参加していただくため、従来の静岡県に加え、神奈川県でも実施しました。

10月 「しずちゅう中小企業会計活用資金」
取扱開始

経営力・資金調達力強化を目指す中小企業者の方に対して、新しい会計ルールの活用、適時適切な財務情報の開示により、最大年▲0.4%の金利優遇を行う「しずちゅう中小企業会計活用資金」の取扱いを開始しました。

「お申込みからご契約までご来店不要のカードローン
しずちゅうプレオカードの改定について

ご利用限度額の増額と、保証会社の追加により、今まで以上にお客様の様々なニーズにお応えする商品へ改定しました。

11月 長泉支店 新築移転オープン
三島北出張所、同時リニューアルオープン

11月12日、三島北支店を駿東郡長泉町中土狩の道路整備エリアに移転し、「長泉支店」として新築オープン、三島北支店は、店舗改装を行い、同日より「長泉支店三島北出張所」としてリニューアルオープンしました。

長泉支店は、駐車場スペース69台分設置し、お車でのご来店が便利になったほか、店舗入り口には点字ブロックを設置し、LED照明を採用するなど環境やバリアフリーに配慮した、よりお客様に気持ち良くご来店いただける店舗となりました。

12月 「静岡中央銀行2013年カレンダー富士山フォトコンテスト
入賞作品展」の開催

2013年カレンダー富士山フォトコンテストの最優秀賞、優秀賞の計11点の作品を対象に当行の本支店にて、写真展を開催しました。

平成25年

4月 ～お客様の資産運用ニーズにお応えすべく
商品ラインナップを拡充～
新たに投資信託6商品を追加!!

お客様の幅広い資産運用ニーズにお応えするため、4月1日より新たに投資信託6商品を追加し、販売を開始しました。これにより当行の取扱う投資信託は、16商品、18ファンドとなりました。

*詳しくはP27をご覧ください。

「マークイズ静岡出張所」の開設について
～「しずちゅうCS SHOP」3号店オープン～

4月12日、インスタプランチ(愛称:しずちゅうCS SHOP)を、静岡市内のショッピングセンター「MARK IS 静岡(マークイズ静岡)」2Fにオープンしました。お買い物ついでに「気軽に立ち寄れる」、「じっくり相談できる」ことが特徴のCS SHOPは、「サントムーン柿田川出張所(静岡県駿東郡清水町)」、「湘南モールフィル出張所(神奈川県藤沢市)」に続く3号店として、静岡県中部エリアでは初出店となります。



*詳しくはP20をご覧ください。

「マークイズ静岡出張所」と併設し、
「静清住宅ローンセンター」開設

静岡県中部の静清エリアの住宅ローン推進強化を目的に、「しずちゅうCS SHOP3号店「マークイズ静岡出張所」と併設し、静清住宅ローンセンターを開設しました。なお、住宅ローンセンターの開設は5カ所目となります。

5月 2014年カレンダー富士山フォトコンテストの実施

“ふじのくに”静岡の魅力を県内外に紹介し、地域を活性化することを目的として、当行のカレンダーに使用する富士山の写真を募集するフォトコンテストを、静岡新聞社・静岡放送協力のもと実施、本コンテストは、今回で3回目の開催となります。



*詳しくはP20をご覧ください。

6月 『富士山世界文化遺産登録』を記念した
定期預金を発売します!
「しずちゅう 富士山世界文化遺産登録記念定期預金」

富士山世界文化遺産登録を記念した特別金利の定期預金「しずちゅう富士山世界文化遺産登録記念定期預金」を、期間限定で発売を開始しました。また、当行では今回、富士山の環境保全活動に役立てていただくため、「静岡県地球環境保全等に関する基金」に223万円を寄付させていただきます。今後も、「富士山フォトコンテスト」や「富士山清掃活動」など様々な機会を通じて“ふじのくに”静岡の魅力を紹介や美しい富士山の保護・保全活動に協力してまいります。

*詳しくはP20をご覧ください。

預金業務

(平成25年6月30日現在)

お客様の大切な財産を
目的やニーズに合わせて
安全・有利にお預かりいたします。

■主な預金のご案内

種類		特色	期間	お預け入金額
総合口座	普通預金	普通預金に定期預金をセットし、貯める・受け取る・支払う借りの4つの機能を備える商品です。	出し入れ自由	1円以上
	(決済用普通預金)	お利息が付かない普通預金で、預金保険制度により全額保護されます。		
	定期預金	自動融資は定期預金残高の90%で最高200万円までご利用いただけます。	3か月以上 5年以内	1万円以上 大口定期1千万円以上
普通預金	普通預金	年金・給与・配当金などの自動受取や、公共料金等の自動振替口座として、サイフ代わりにお使い下さい。	出し入れ自由	1円以上
	(決済用普通預金)	お利息が付かない普通預金で、預金保険制度により全額保護されます。		
貯蓄預金	口座開設10万円以上、普通預金より有利な利率が適用されます。(便利なスイングサービスがあります)	出し入れ自由	1円以上	
当座預金	商取引の決済などに小切手や手形をご利用いただくための預金です。	出し入れ自由	1円以上	
納税準備預金	税金の納付資金専用口座です。お利息に税金がかかりません。	入金自由 出金は納税時	1円以上	
通知預金	まとまったお金を短期間お預けいただく預金です。	7日以上	5万円以上	
スーパー積金	目的に合わせ、毎月一定額を積立てていく預金です。	6か月・1年 2・3・5年	1千円以上	
定期預金	大口定期預金	大口資金を必要期間に合わせて、有利に運用することができます。	1か月以上 5年以内	1千万円以上
	スーパー定期	たいへん有利な自由金利型定期預金です。(単利型、複利型)1回のお預け入れが3百万円以上の場合さらに有利です。	1か月以上 5年以内	100円以上 1千万円未満
	変動金利定期預金	お預け入れ期間中、市場金利の動きに合わせ、6か月毎に適用利率が変動する定期預金です。	3年	100円以上
	スーパー 期日指定定期預金	1年複利計算の定期預金です。1年据置後なら1か月前のご指定で全額または一部(1万円以上)のお引出しもできます。	1年据置 最長3年	100円以上 3百万円未満
財形預金	一般財形	お勤めの方の財産作りのための預金です。	3年以上	1千円以上
	財形住宅	お勤めの方の住宅取得プランをお手伝いする預金です。財形年金と合わせて550万円まで非課税です。	5年以上	1千円以上
	財形年金	お勤めの方の老後資金プランをお手伝いする預金です。財形住宅と合わせて550万円まで非課税です。	5年以上	1千円以上

退職金専用定期預金

退職金をお受取後1年以内の皆様へ、ライフプランに応じて3種類の特別金利商品をご用意しました。

短期運用型退職金定期預金
(ひとまずプラン)

長期運用型退職金定期預金
(あんしんプラン)

一部引出自由型退職金定期預金
(ひきだしプラン)

特徴	大切な退職金を、有利な金利で「ひとまず」預けて、その間に今後の資産運用について、じっくり検討できます。	大切な退職金を、有利な金利で「あんしん」して運用できます。	お預け入れ中に、急な資金が必要になっても大丈夫。有利な金利で運用しながら、一部「ひきだし」が可能です。
金額	300万円～退職金の範囲内 (1口300万円以上1,000万円未満)	300万円～退職金の範囲内 (1口300万円以上1,000万円未満)	300万円～退職金の範囲内 (1口300万円以上1,000万円未満)
期間	3か月または6か月	3年または5年	3年
対象先	退職金を受取後、1年以内のお客様		

対象先:退職金受取後1年以内の個人の方で当行営業区域内に居住または勤務されている方
取扱期間:平成25年4月1日～平成25年9月30日



相続専用定期預金「バトンタッチ」

相続手続き完了後1年以内の方に、特別金利の定期預金をご用意しました。

預入期間：6ヵ月・3年・5年

適用金利：6ヵ月／店頭表示金利＋年1.0%

3年・5年／店頭表示金利＋年0.3%

※店頭表示金利は、預金額に応じ、スーパー定期、スーパー定期300、大口定期の金利となります。

預入金額：相続より取得した金額の範囲内

対象先：金融機関での相続手続き完了後1年以内に相続により取得した金額を原資としてお預け入れいただける方

取扱期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日



年金サービスのご案内

21世紀年金クラブ サービス

21世紀年金クラブとは、「しずちゅう」で公的年金をお受取のすべてのお客様を対象で、5つの特典をご用意しております。

特典1 お誕生日プレゼント

お客様のお誕生日に素敵なプレゼントをご用意しております。お誕生日の前月にプレゼント引換のハガキをお送りします。

特典2 年金定期バースデー500

お誕生日を満期日にした定期預金で、店頭の定期預金利率より年0.5%金利上乗せした大変有利なクラブ会員だけの商品です。当行で公的年金お受取中は金利の上乗せが継続され、お預入金額はお1人様500万円までとなります。取扱期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日

特典3 バースデープラス定期預金

スーパー定期1年の店頭表示利率+0.3%の大変有利なクラブ会員だけの商品です。最小預入金額は30万円まで、ご利用限度額は1,000万円までです。取扱期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日

特典4 ATM手数料キャッシュバック

ATM手数料を最大月3回ご利用分まで年金お受取り口座にお戻しいたします。(翌月10日)

特典5 年金相談会の開催

当行本支店にて毎月開催しています。専門の社会保険労務士がご質問やご相談に丁寧にお答えいたします。

年金受取ご予約サービス

年金受取ご予約サービスとは「しずちゅう」で公的年金のお受取をご予約いただいたお客様に、お受取手続きのサポートとあわせ特典をご用意しております。

特典1 年金受取ご予約定期

店頭の定期金利より年0.3%金利上乗せした有利な定期預金です。お1人様300万円までとなります。

特典2 年金の請求時期をご案内

年金請求時期の6ヶ月前に「年金請求手続きのご案内」をお送りします。

特典3 最新の年金情報をご送付

年金に関する最新の情報をご郵送しお知らせします。

特典4 年金相談会の開催

当行本支店にて毎月開催しています。専門の社会保険労務士がご質問やご相談に丁寧にお答えいたします。

この他にも、年金の受取手続きのお手伝いや、年金についてのご相談をお受けいたします。

また、下記のパートナー定期預金もご利用いただけます。



お孫さん支援サービス

お孫さんへの支援をお考えの祖父母の方をお手伝いするため、お孫さん名義の預金口座へのお振り込みの際に、振込手数料を年12回まで無料とするサービスです。



ご紹介プレゼント

年金振込ご紹介プレゼント

当行に年金振込をご指定いただけるお客様をご紹介いただいたお客様と、ご紹介より当行に年金振込をご指定いただいたお客様双方に、JCBギフトカードを贈呈させていただきます。取扱期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日



年金受取ご予約サービスご紹介プレゼント

当行に年金振込をご予約いただけるお客様をご紹介いただいたお客様と、ご紹介より当行に年金振込をご予約いただいたお客様双方に、JCBギフトカードを贈呈させていただきます。取扱期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日



その他定期預金商品のご案内

しずちゅうパートナー定期預金

「給与振込」または「年金受取ご予約サービス」をご利用いただいているお客様のベストパートナー。

対象商品：スーパー定期

預入期間：1年

金利：スーパー定期(1年)店頭表示金利+0.2%

預入金額：お一人様1,000万円まで

対象先：当行にて「給与振込」または「年金受取ご予約サービス」をご利用いただいているお客様。

取扱期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日



融資業務

(平成25年6月30日現在)

ゆとりある暮らしと地域の事業活動をバックアップ 誠実にお応えします。

お客様のお使い道に応じ、様々な商品を品揃えております。

事業者の方には、一般のご融資をはじめ、ご用途に応じた事業性ローンや各種制度融資などをご用意しております。

個人の方には、お客様のライフステージにおける資金ニーズにお応えするため、各種ローンをご用意しております。

静岡中央銀行は、お客様のパートナーとしてあらゆる場面で努力し、積極的な行動でお応えします。



■事業者向けローン等

種 類		お使いみち	金 額	期 間
一般 ご 融 資	証書貸付	一般事業資金(運転資金・設備資金)としてご利用いただけます。		
	手形貸付			
	当座貸越			
割引手形				
ベスト融資		事業資金	100万円～5,000万円	5年以内
ビジネスローン		事業資金	100万円～1,000万円	5年1ヵ月以内
クイックビジネスローン (クレジットラインリリーフ)		事業資金	50万円～500万円	10年以内(証書貸付) 法人3年更新(カードローン) 個人1年更新(カードローン)
事業者カードローン		事業資金	100万円～1,000万円	1年～2年 (期間延長も可能)
営業車両活用ローン		事業資金、車両購入資金	100万円～担保の範囲内	7年1ヵ月以内

※この他にもお客様の事業活動をバックアップする豊富な商品サービスを取り揃えております。営業担当者または融資担当者までご相談ください。

■個人向けローン

種 類		お使いみち	金 額	期 間
自由 型	プレオカード	自由(事業資金を除く)	10万円・30万円・50万円・70万円 ・100万円・150万円・200万円・300万円	3年の自動更新
	newカードローン	自由(事業資金を除く)	30万円・50万円・100万円	3年の自動更新
目的 型	スピードマイカーローン	自動車・バイク購入、その付帯費用	10万円～300万円	7年以内
	教育ローンキャンパス	教育資金(入学金、授業料等)	10万円～500万円	9年6ヵ月以内
住宅 関 連 資 金	ホームローン	住宅新築・購入・増改築・借替等	100万円～8,000万円	35年以内
	住宅諸費用ローン	住宅関連諸費用(無担保)	10万円～500万円	15年以内
	プラス500	ホームローンの担保不足分	50万円～500万円	35年以内
	不動産購入ローン	不動産に関わる資金	100万円～1億円	30年以内
	クイックリフォームローン	自宅の増改築・補修・関連設備購入	10万円～700万円	15年以内

※この他にもお客様のライフサイクルに応じた豊富な商品サービスを取り揃えております。営業担当者または融資担当者までご相談ください。
商品ご利用にあたっての留意事項

■ご利用にあたっては、ローン規約、ご返済方法、利用限度額等を十分ご確認、ご検討いただき、無理のない計画的なお借入をお勧めします。
お気軽に店頭または、営業担当者までご相談ください。

住宅関連ローン

お客様にとって、一生でいちばん大きなお買い物。マイホームについて真剣になって考え、行動をおこすこと、それは人生のプランを描くということ。
“しずちゅう”は、この大切なときにお客様のお役にたてる銀行でありたいと思っています。

ホームローンガイドブック



くすちゅうの住宅関連ローンの総合ガイドブック

住宅諸費用ローン



住宅取得時の様々な諸費用に対応無担保で最大500万円

プラス500



担保不足分や諸費用に対応有担保で最大500万円

セカンドハウスローン

当行営業区域内で、快適なセカンドライフや余暇の充実をお望みのお客様のための、セカンドハウス専用ローンです。

快適なセカンドライフや余暇の充実をサポート

新築は8,000万円、中古物件は6,000万円まで

期間は最長35年、金利は変動・固定から選択

クレジットラインリリーフ

いざというときをサポートする事業者カードローン。農林漁業・製造業・サービス業・飲食業など、さまざまな業種のお客様にご利用いただけます。

無担保で最高500万円・第三者保証人不要

カードローンだから出し入れ自由

借入れ限度内で繰り返し利用OK



静岡中央銀行
ダイレクトセンター **0120-608-055**
受付時間/平日9:00~18:00(銀行休業日除く)

ものづくりサポートローン

当行と新しくお取引をされる「製造業」のお客様へのお得なローン。

当行と新しくお取引をされる「製造業」のお客様対象

無担保で最高2,000万円まで

期間は最長5年1ヵ月



エコ住宅プラン

エコ住宅の建築、エコ設備の設置をお考えの方へ。当行は、お客様の快適なエコライフを応援します。

【対象条件】…以下のいずれかに該当するエコ設備を設置した住宅の新築、購入、増改築や設備の設置資金

※エコ設備…太陽光発電システム、オール電化、エコキュート、エコジョーズ、エコウィル、エネファーム

○ホームローン…適用金利から年0.1%引き下げ

○クイックリフォームローン…基準金利より年0.8%引き下げ

クイックリフォームローン

住まいを快適にするさまざまな場面でご利用いただけます。
FAX・郵送・インターネット・窓口でお申込み。

耐震工事・改装・増築・外構工事
バリアフリー工事
家具・カーテン・空調…等

○最高700万円 ○期間15年

○無担保でご融資



プレオカード

くらしにプラスなカードローン
ご来店不要で、最高300万円まで

お申込みからご契約まで来店不要

パート・アルバイト・主婦の方でも
申込可能

カード1枚で借入・返済可能

プレオカード
専用ダイヤル

0120-822-856
受付時間/平日9:00~18:00



地域力創生ファンド

「医療・介護」「高齢者向け事業」等、地域の成長基盤強化に関する分野を支援する融資商品です。

対象分野

- ①医療・介護・健康関連事業
- ②高齢者向け事業
- ③保育・育児事業

※取扱期間…平成26年3月31日まで

保険商品の窓口販売業務

(平成25年6月30日現在)

住宅ローン関連長期火災保険

当行の住宅ローンをご利用のお客様向けの長期火災保険です。地震・家財保険や、個人賠償責任負担特約にもご加入いただくことができます。保険料は、団体割引が適用になります。



債務返済支援保険

当行の住宅ローンをご利用のお客様が、病気やケガで入院・自宅療養を余儀なくされた場合に、ローンご返済額と同額の保険金が支払われる保険です。



生命保険・個人年金保険

お客様の豊かなセカンドライフの実現や、教育資金等の運用に向けて「このすく保険」「受け取るく保険」「ふやすく運用」の3つの機能を持った個人年金保険6商品を取り揃えております。

<p>学資保険</p> <p>アフラックの 夢見る子どもの 学資保険</p> <p>引受保険会社 アメリカンファミリー 生命保険会社</p>	<p>全期全納型定額保険</p> <p>アフラックの 個人年金</p> <p>引受保険会社 アメリカンファミリー 生命保険会社</p>	<p>一時払型定額保険</p> <p>ATHENAⅡ (アテナ)</p> <p>引受保険会社 三井住友プライマリー 生命保険株式会社</p>	
<p>5年ごと利差配当付 遡増終身保険</p> <p>ふるはーとW</p> <p>引受保険会社 住友生命保険 相互会社</p>	<p>円建終身移行特約通 選択利率更改型終身保険</p> <p>しあわせ、ずっと</p> <p>引受保険会社 三井住友プライマリー 生命保険株式会社</p>	<p>無配当終身保険</p> <p>生涯プレミアム ジャパン</p> <p>引受保険会社 T&Dファイナンシャル 生命保険株式会社</p>	

投資信託の窓口販売業務

(平成25年6月30日現在)

当行では、平成22年6月より4本の投資信託商品を追加し、計16商品のラインナップとなりました。また、投資信託全商品にて定時定額購入サービスを開始し、お客様の様々な資産運用のニーズに幅広くお応えします。

<p>追加型株式投資信託 (国内債券型)</p> <p>ダイワ日本国債ファンド</p> <p>委託会社:大和証券投資信託委託(株)</p>	<p>追加型株式投資信託 (海外債券型)</p> <p>ワールド・ソブリンインカム 愛称:十二単衣</p> <p>委託会社:岡三アセットマネジメント(株)</p>	<p>追加型株式投資信託 (海外債券型)</p> <p>米欧債券 インカムオープン</p> <p>委託会社:野村アセット マネジメント(株)</p>
<p>追加型株式投資信託 (海外債券型)</p> <p>パン・パシフィック 外国債券オープン</p> <p>委託会社:安田投資信託顧問(株)</p>	<p>追加型株式投資信託 (海外債券型)</p> <p>新興国国債オープン 愛称:アトラス</p> <p>委託会社:岡三アセットマネジメント(株)</p>	<p>追加型株式投資信託 (国内株式)</p> <p>ストックインデックスファンド 225</p> <p>委託会社:大和証券投資信託委託(株)</p>
<p>追加型株式投資信託 (国内株式)</p> <p>日本好配当リバランスオープン</p> <p>委託会社:岡三アセットマネジメント(株)</p>	<p>追加型株式投資信託 (海外株式型)</p> <p>世界優良株ファンド 愛称:プライム コレクション</p> <p>委託会社:T&Dアセットマネジメント(株)</p>	<p>追加型株式投資信託 (海外株式型)</p> <p>アジア・オセアニア 好配当成長株オープン</p> <p>委託会社:岡三アセットマネジメント(株)</p>
<p>追加型株式投資信託 (リバランス型)</p> <p>ダイワ・マルチアセットファンド シリーズ(奇数月分配型) 愛称:ミルフィーユ</p> <p>委託会社:大和証券投資信託委託(株)</p>	<p>追加型株式投資信託 (国内リート型)</p> <p>ダイワJ-REITオープン</p> <p>委託会社:大和証券投資信託委託(株)</p>	<p>追加型株式投資信託 (海外リート型)</p> <p>ダイワ・US-REIT・オープン (Aコース)</p> <p>委託会社:大和証券投資信託委託(株)</p>

追加型株式投資信託
(海外債権型)

ブラジル・ボンド・オープン

委託会社:大和証券投資信託委託(株)

追加型株式投資信託
(海外債券型)

アジア・オセアニア債券オープン
愛称:アジオセ定期便

委託会社:岡三アセットマネジメント(株)

追加型株式投資信託
(海外債権型)

高金利国債機関債ファンド

委託会社:明治安田アセットマネジメント(株)

追加型株式投資信託
(海外債権型)

**野村新興国債券投信
Aコース**

委託会社:野村アセットマネジメント(株)

- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。
- ご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託のご購入の際は、「目論見書」を必ずご覧下さい。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は元本保証及び利回りの保証いすれもありません。
- 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託のご購入のお客様が負うことになります。

個人型確定拠出年金 (401k)

個人型確定拠出年金 (401k) の受付業務の取扱いをしています。

公共債の窓口販売業務

新規発行や既に発行された国債等の公共債の募集を取扱い、窓口にてお客様に販売しています。

エレクトロニックバンキング (EB) サービス

パソコンや携帯電話などにより、銀行の窓口にご来店いただくことなく振込・振替や取引照会等がご利用いただけます。

項目	内容
法人・事業者向け	ビジネスWEB *法人・個人事業者向けインターネットバンキング しずちゅうビジネスWEBは、インターネットを利用し、お取引照会や振込、また総合振込や給与振込などの一括伝送サービスなどをご利用いただけるサービスです。
	パソコンバンキング お客様のパソコン・FB端末・ホームユース端末でオフィスにしながら残高照会・取引明細照会・振込振替サービスがご利用できるサービスです。
	データ伝送サービス お客様のパソコン等の端末と“しずちゅう”のコンピューターを電話回線で結び、データ伝送により、給与振込・総合振込・預金口座振替等の大量データを送信できるサービスです。
	ファクシミリサービス お客様のファクシミリに、ご指定口座への振込・入金明細などをご連絡したり、残高照会等がご利用できるサービスです。
	テレフォンサービス お客様の電話に、ご指定口座への振込や入出金の明細などをご連絡したり、残高照会等がご利用できるサービスです。
個人向け	インターネットバンキング インターネットを利用し、お客様がお持ちのパソコンで残高照会・取引明細照会・振込振替サービスなどがご利用いただけます。
	モバイルバンキング お客様の携帯電話で、残高照会・取引明細照会・振込振替サービスなどがご利用いただけます。
	テレフォンサービス お客様のご家庭の電話で、残高がその場で照会できるサービスです。

その他各種サービス

項目	内容
キャッシュサービス	カード1枚で、当行のATMおよび全国の提携金融機関のATMにてご預金等のお引き出しができます。また、JCB・VISA等20社のキャッシング提携会社のカードで、キャッシングサービスがご利用できます。
デビットカードサービス	全国のデビットカード加盟店でのキャッシングカードによる代金支払が可能です。代金は口座から即時に決済されます。
自動受取	給与振込み 毎月の給与やボーナスが会社から直接お客様の預金口座に振り込まれます。
	年金自動受取り 一度の手続きで、お客様の大切な年金がお客様の預金口座に振り込まれます。
	配当金自動受取り 一度の手続きで、配当金お客様の預金口座に振り込まれます。
公共料金等の自動支払い	電気・電話・ガス・水道・NHK受信料等の公共料金のほか、各種税金、国民年金保険料、クレジット代金などをお客様の預金口座から自動的にお支払します。
貸金庫・保護預かり	有価証券、預金証書、重要書類等、お客様の貴重品を当行の金庫で大切に保管します。
夜間金庫	毎日の売上金をお預かりし、翌営業日に預金口座に入金します。営業終了後の夜間や休日でもご利用いただけます。

主な手数料のご案内

(注)手数料には5%の消費税が含まれています。

(平成25年6月30日現在)

内国為替手数料

種類		当行あて(電信扱い)		他行あて		
		同一店あて	他の支店あて	電信扱い	文書扱い	
ATM振込	当行 キャッシュカード 扱い	1万円未満	無料	105円	315円	—
		1万円以上3万円未満		420円	—	
		3万円以上		315円	630円	—
	現金・他行 キャッシュカード 扱い	1万円未満	105円	105円	315円	—
		1万円以上3万円未満	—	—	420円	—
		3万円以上	210円	315円	630円	—
窓口振込	1万円未満	315円	315円	630円	630円	
	1万円以上3万円未満	—	—	—	—	
	3万円以上	525円	525円	840円	840円	
ビジネスWEB パソコンバンキング	1万円未満	無料	—	315円	—	
	1万円以上3万円未満		—	420円	—	
	3万円以上		—	630円	—	
インターネットバンキング モバイルバンキング	1万円未満	無料	—	210円	—	
	1万円以上3万円未満		—	—	—	
	3万円以上		—	315円	—	
ファクシミリサービス テレフォンサービス	1万円未満	無料	—	—	—	
	1万円以上3万円未満		—	—	—	
	3万円以上		—	—	—	
定額自動送金	1万円未満	無料	105円	315円	—	
	1万円以上3万円未満		—	420円	—	
	3万円以上		315円	630円	—	
送金(送金小切手)	—	—	420円	630円	—	
代金取立て	同地間	—	210円	—	—	
	隔地間	—	420円	至急級 840円 普通級 630円	—	
他機関宛地方税取扱手数料	—	—	525円	—	—	

(注)1.代金取立手数料の同地間について、お客様の口座に即時入金となるものは無料です。
2.定額自動送金は別途取扱手数料がかかります。詳細はお取引店までご照会ください。
3.目や手が不自由なお客様による窓口振込については、当行キャッシュカード扱いのATM振込手数料と同額。

EBサービス手数料

法人向け	ビジネスWEB	基本手数料 1,050円/月
	パソコンバンキング	基本手数料 1,050円/月
	データ伝送サービス	基本手数料 2,100円/月
	ファクシミリサービス	基本手数料 1,050円/月 (通知方式利用料別途 1枚あたり10円)
	テレフォンサービス	基本手数料 735円/月 (通知方式利用料別途 1回あたり10円)
個人向け	インターネットバンキング	無料
	モバイルバンキング	
	テレフォンサービス	

両替手数料

持込枚数または受取枚数	窓口	両替機
1枚 ~ 49枚	無料	無料
50枚 ~ 500枚	210円	100円
501枚 ~ 1,000枚	420円	200円
1,001枚 ~ 2,000枚	630円	—
2,001枚以上	以後1000枚ごとに315円加算	—

(注)両替機を設置していない店舗もございます。

ICキャッシュカード手数料

ICキャッシュカード発行手数料	1件	1,050円
ICキャッシュカード切替手数料	1件	1,050円

手形・小切手に関する手数料

手形・小切手署名判登録手数料	—	5,250円
小切手帳発行手数料	署名判 あり	1冊 1,050円
	署名判 なし	1冊 1,050円
約束手形帳発行手数料	署名判 あり	1冊 1,050円
	署名判 なし	1冊 1,050円
為替手形帳発行手数料	署名判 あり	1冊 1,050円
	署名判 なし	1冊 1,050円
マル専手形用紙	1枚	525円
自己宛小切手発行	1枚	525円

再発行手数料

通帳・証書再発行	1件	1,050円
キャッシュカード再発行	1件	1,050円
ローンカード再発行	1件	1,050円

(注)上記は喪失による再発行手数料です。

残高証明書発行手数料

当行の制定書式	個別発行分	525円
	継続発行分	315円
ご依頼人の書式	—	525円
監査法人用	—	1,050円

貸金庫・夜間金庫・保護預かり手数料

貸金庫	Aタイプ	小(奥行45cm×幅28cm×深さ10cm)	年間	15,750円
	Bタイプ	中(奥行55cm×幅29cm×深さ15cm)		21,000円
	Cタイプ	大(奥行55cm×幅29cm×深さ20cm)		26,250円
	Dタイプ	特(奥行55cm×幅29cm×深さ30cm)		36,750円
夜間金庫	利用手数料	—	月額	4,200円
	専用入金帳	—	1冊	6,300円
保護預かり(封緘預かり1個につき)	—	—	年間	1,050円
国債・公共債保護預かり	—	—	—	無料
投資信託保護預かり	—	—	—	無料

(注)貸金庫および夜間金庫を設置していない店舗もございます。
(注)貸金庫のサイズは一般的なものであり、店舗によって若干サイズが異なります。

取引履歴・取引証明書手数料

取引履歴発行手数料(10枚まで)	1件	525円
取引履歴発行手数料(11枚目以降)	1枚	21円
取引証明書発行手数料	1件	210円

個人情報開示手数料

利用目的の通知請求	1件	1,050円
開示請求	1件	1,050円

キャッシュカード暗証番号変更・利用限度額変更

キャッシュカード暗証番号変更	窓口	1件	525円
	ATM		無料
キャッシュカード利用限度額変更	窓口	1件	無料
	ATM		

(注)キャッシュカード利用限度額変更は、ATMでは限度額引下げ変更のみ可能で、一旦引下げた限度額の引上げはできません。(窓口へお申し付けください)

ATM利用のご案内

ATMがより便利に、安心して利用いただけるようになりました。

〈しずちゅう〉キャッシュカード利用可能ATM一覧

金融機関等	出金	1日の 限度額	入金	残高照会	カード 振込	通帳 記入	暗証 番号 変更	利用手数料(入出金)		備考
								時間内	時間外	
静岡中央銀行	○	100万円 ※	○	○	○	○	○	無料	出金 105円	当行カード利用可能時間 平日 8:00~21:00 土日祝 9:00~19:00
セブン銀行(セブン-イレブン等)	○	50万円 ※	○	○	-	-	○	無料	入金 無料	*入金 平日 8:00~20:00 土日祝 9:00~18:00
イオン銀行	○		-	○	○	-	-	無料	105円	当行カード利用可能時間 平日 8:00~21:00 土日祝 9:00~17:00
MICS(全国キャッシュサービス)提携金融機関	○		-	○	○	-	-	105円 ※	210円 ※	当行カード利用可能時間※ 平日 8:00~21:00 土日祝 9:00~17:00 (△は、一部未実施の機関あり)
都市銀行	○		-	○	○	-	-	105円 ※	210円 ※	
地方銀行	○		-	○	○	-	-	105円 ※	210円 ※	
第二地方銀行	○		△	○	○	-	-	105円 ※	210円 ※	
信託銀行	○		-	○	-	-	-	105円 ※	210円 ※	
信用金庫	○		△	○	○	-	-	105円 ※	210円 ※	
信用組合	○		△	○	○	-	-	105円 ※	210円 ※	
労働金庫	○		△	○	-	-	-	105円 ※	210円 ※	
農協・信漁連	○	-	○	-	-	-	105円 ※	210円 ※		
E-net(イーネット)	○	-	○	-	-	-	105円 ※	210円 ※		
ローソン	○	-	○	-	-	-	105円 ※	210円 ※		
アットバンク他	○	-	○	-	-	-	105円 ※	210円 ※		
ゆうちょ銀行	○	○	○	-	-	-	105円	210円	当行カード利用可能時間 平日 8:00~21:00 土日祝 9:00~17:00 *入金は、平日 8:45~18:00	

※個人キャッシュカードによる当行ATMにおけるご出金の1日のお取引限度額は、100万円(法人は200万円)となります。(ご利用限度額を変更しない場合の上限)
当行ATM以外では、50万円となります。

ご利用限度額の引き下げは、当行ATMで1万円単位でお客様自身で変更できます。ご利用限度額の引き上げ(上限200万円)は、窓口のみの取扱いとなります。

【1日あたりのご利用限度額のお取引範囲】
ATMでのご出金、キャッシュカード振込み利用、デビットカード利用を合算したキャッシュカードご利用金額。

※法人カードは、当行及びセブン銀行ATM以外ではご利用できません。

※当行以外のATMでは通帳・硬貨はご利用できません。

※各金融機関ごとに稼働時間、時間外手数料が異なります。

ATMの異常取引検知システムの運用

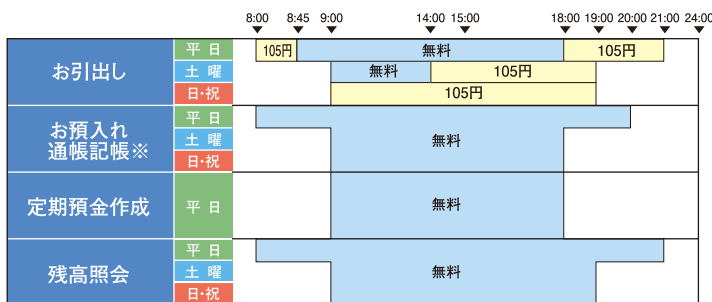
偽造・盗難キャッシュカード等の不正利用による犯罪からお客様をお守りするため、平成18年9月より、ATMでの異常取引検知システムの運用を開始しております。

～概要～

- ①ATM取引の中から、異常と思われる取引をシステムが自動的に抽出します。
 - ②抽出された取引をもとに、当行の自動監視センターから、営業店を経由し、お客さまご本人に連絡をとり、取引内容に疑義がないか確認いたします。
 - ③取引内容に疑義がある場合は、利用停止の措置を講じます。
- ※異常取引の判定基準等は、セキュリティの観点から非開示としています。

静岡中央銀行ATMのお取扱業務・時間・手数料のご案内

しずちゅうキャッシュカードの場合



*平成18年10月より、ATMでの「通帳繰越」が可能となりました。

当日お振込み
平日 振込手数料+105円
振込手数料のみ ※15:00以降は翌営業日扱いとなります。
*上記は当行キャッシュカードを利用した場合の取扱時間であり、現金でのお取扱いは8:45~15:00となります。

お振込み予約(翌営業日扱)
平日 振込手数料のみ +105円
土曜 振込手数料のみ +105円
日・祝 振込手数料のみ +105円
*上記は当行キャッシュカードを利用した場合の取扱時間であり、現金でのお取扱いは平日15:00~18:00となります。

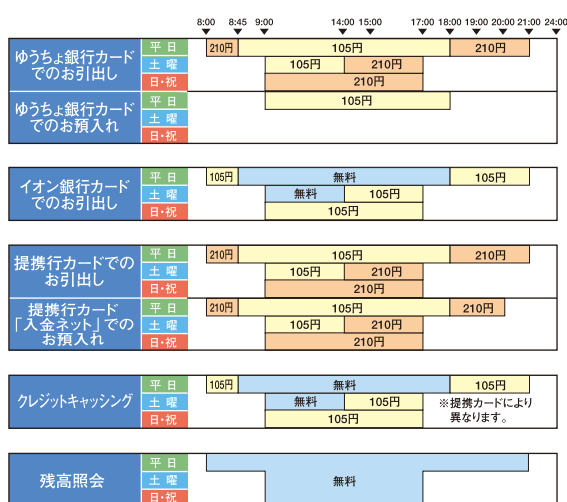
キャッシュカード暗証番号の変更
平日 無料
土曜 無料
日・祝 無料

キャッシュカードご利用限度額の変更
平日 無料
土曜 無料
日・祝 無料

手数料は消費税含む

・1日あたりのお引出し限度額は100万円までとなります。(ご利用額を変更しない場合の上限)
・お取引内容、お取引時間はATMコーナーにより異なる場合がございます。

提携金融機関等のキャッシュカードの場合



手数料は消費税含む

・お取引内容、お取引時間はATMコーナー、提携カードにより異なる場合がございます。

提携金融機関ATMをご利用のお客様へ

改正利息制限法等の施行に伴い、当行発行のローンカードのお借入れおよび総合口座の当座貸越取引で、提携金融機関のATMをご利用の際、お借入金額およびご利用時間帯により、お取引できない場合がございます。
詳しくは、当行ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.shizuokachuo-bank.co.jp>

キャッシュカード・印鑑・通帳を紛失したときは

通帳・印鑑・キャッシュカードを紛失された場合は、
大至急右記へご連絡ください。

預金口座の支払停止手続き等をいたします。

	受付時間	連絡先	
		お取引の各支店	電話番号
平日 (銀行営業日)	9:00～18:00	自動機監視センター	P35、36参照
	18:00～翌9:00		0120-417-415
土日祝日	24時間		

キャッシュカード・通帳・インターネットバンキングによる被害の補償

キャッシュカードによる不正払戻被害に対する補償について

当行は、「偽造カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払い戻し等からの預金者保護等に関する法律」の施行に伴い、平成18年2月10日にキャッシュカード規定を改定し、万一の場合の補償内容を充実しております。

○対象となるキャッシュカード

個人のお客様のキャッシュカード

○補償の対象

偽造・変造、盗難キャッシュカードを利用した不正な引出し

1. 偽造または変造カードによる払戻し

偽造または変造カードによる不正払戻し被害については、原則として当行が補償いたします。

ただし、本人の故意によることが証明された場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であり、ご本人に(※1 重大な過失)があることを当行が証明した場合は補償されません。

被害に遭われたお客様にはカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等についてよくお聞きしたうえで、一定の調査を行わせていただきます。補償にあたっては当行所定の届出書をご提出いただくなど被害状況の調査にご協力していただく必要があります。

2. 盗難カードによる払戻し

(1) 盗難により、他人にカードを不正使用され損害が生じた場合で、次の①～③の各号すべてに該当する場合、ご本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の金額の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

②当行の調査に対し、ご本人より十分な説明がなされていること。

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることとその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示されていること。

(2) 上記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の30日(ただし、長期入院や長期海外出張など、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合には、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」という)を補てんするものとします。

①ただし、当該払戻しが行われたことについて当行が善意無過失であり、かつ本人に(※2 過失)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(注)当行への通知が、盗難に遭われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から2年を経過する日後に行われた場合には補てんは行われません。

②ただし、前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当する場合は当行は補てん責任を負いません。

(イ)当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合。

(1)ご本人に(※1 重大な過失)があることを当行が証明した場合。

(2)ご本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合。

(3)ご本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

(ロ)戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗り、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

(※1) 重大な過失となりうる場合)

「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は以下のとおりです。

- 他人に暗証番号を知らせた場合
- 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- 他人にキャッシュカードを渡した場合
- その他ご本人に上記1～3までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(注)上記1および3については、病氣の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることができなため、あくまでも介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)等に対して暗証番号を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(※2) 過失となりうる場合)

- 次の①または②に該当する場合
 - ①当行から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたるお願いをしたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - ②暗証番号を安易に第三者が認知できるような形でメモなどで書き記し、かつキャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- 上記1のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ①暗証番号の管理
 - イ. 当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたるお願いをしたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - ロ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用している暗証番号としても使用していた場合
 - ②キャッシュカードの管理
 - イ. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
 - ロ. 酔っ払いなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- その他、上記1、2の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難通帳・インターネットバンキングの不正払戻被害に対する補償について

当行は、全国銀行協会の申し合わせ「預金等の不正な払い戻しへの対応について」を踏まえ、平成20年8月19日より個人のお客様の盗難通帳やインターネットバンキングによる預金等の不正な払い戻しの被害について、下記の通り補償を行うこととし、万一の場合の補償内容を充実しております。

1. 盗難通帳による払戻し

- 対象となる通帳
個人のお客様(個人事業主を含む)名義の通帳
- 補償の対象
盗難通帳を利用した不正な引出し

1. 個人のお客様が盗難通帳により預金の不正払戻の被害に遭われた場合には、次のすべてに該当することを前提に、原則として通知があった日から30日前の日以降になされた払戻しにかかる損害を補償します。
 - ① 通帳の盗難に気づいてから速やかに当行に通知していただくこと
 - ② 当行の調査に対して十分な説明を行っていただくこと
 - ③ 警察等の捜査機関に対し、被害状況の事情説明を行っていただくこと
2. お客様に過失があることを当行が証明した場合の補償金額は4分の3となります。
3. 前2項は、通帳の盗難から2年を経過する日後に通知をいただいた場合には適用されません。
4. 次のいずれかに該当する場合は被害補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。
 - ① お客様に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ② お客様の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人、常時雇用している従業者(個人事業主の場合)によって払戻しが行われた場合
 - ③ お客様が被害状況の説明において重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ④ 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随して通帳が盗難にあった場合

2. インターネットバンキングによる払戻し

- 対象となる取引
個人のお客様(個人事業主を含む)名義のインターネットバンキングによる取引
- 補償の対象
インターネットバンキングを利用した不正な引出し

1. 個人のお客様がインターネットバンキング(モバイルバンキング、ビジネスWEB、テレホンサービス、ファクシミリサービス含む)により預金の不正な払戻しの被害に遭われた場合には、次のすべてに該当することを前提に、原則として通知があった日から30日以前になされた払戻しにかかる損害を補償します。
 - ① インターネットバンキングで使用するパスワード等の盗難に気づいてから速やかに当行に通知していただくこと
 - ② 当行の調査に対して十分な説明を行っていただくこと
 - ③ 警察に被害届を提出していただくこと
2. 前項は、パスワード等の盗難から2年を経過する日後に通知をいただいた場合には適用されません。
3. 次のいずれかに該当する場合は被害補償の対象とはなりませんので、ご注意ください。
 - ① お客様に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ② お客様の故意、利用規程違反、法令違反が認められた場合
 - ③ お客様の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人、常時雇用している従業者(個人事業主の場合)によって払戻しが行われた場合
 - ④ お客様が被害状況の説明において重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ⑤ 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してパスワード等が盗難にあった場合

暗証番号やご利用限度額がATMで変更できます

お客様の暗証番号は安全ですか

キャッシュカードの盗難等に遭い、暗証番号を推測されて預金が引き出される事件が全国的に発生しています。

静岡中央銀行では、お客様の大切な資産をお守りする体制を整備しております。

■ 類推されやすい暗証番号の使用停止

偽造・盗難カード被害は「カードの暗証番号を類推されないこと」が重要な防止対策のひとつとなります。

当行では、「生年月日」「電話番号」等の類推されやすい暗証番号を新規に指定できないよう、システムチェックを行っております。

また、既存カードについても、お客様に事前に暗証番号の変更をお願いした上で、段階的に「類推されやすい暗証番号」の使用停止を実施しております。

■ 暗証番号は定期的に変更しましょう

偽造・盗難カード被害の防止策のひとつとして、「暗証番号の定期的な変更」が有効です。当行では店頭その他、当行およびセブン銀行のATMで、簡単な操作でキャッシュカードの暗証番号が変更できます。

ぜひ定期的な変更をお奨めします。

キャッシュカードの出金限度額が引下げできます

当行では、キャッシュカードによる1日あたりの支払限度額を一律100万円に制限していますが、万一お客様が被害に遭われた場合の損害を最小限にするため、お客様の希望に応じてご希望の金額(1万円単位/上限100万円)にATMで変更・設定できます。

● 対象となるキャッシュカード

普通預金(総合口座含む)、貯蓄預金

● 変更手続き

当行ATMでお客様自身で限度額変更できます。

*但し、ATMでは一旦引き下げた限度額の引上げはできません。

再度引き上げる場合は、窓口にお申し付けください。

*変更できる限度額の範囲 1万円～100万円(1万円単位)

● 1日あたりのご利用限度額のお取引範囲

① 当行ATM、他行ATM、ゆうちょ銀行ATM、セブン銀行他コンビニATMでの出金額

② キャッシュカードによる振込金額

③ デビットカード利用額

上記①～③を合算した1日あたりのキャッシュカード利用金額。

*当行ATM以外のATMをご利用の場合は、50万円が上限となります。

詳しくはP30をご覧ください。

暗証番号変更 手順



①「暗証番号変更」を押してください。



②キャッシュカードを入れてください。



③現在使用中の暗証番号を押してください。(コンピューターと通信します)



④これからご使用する新しい暗証番号を押してください。



⑤確認のため再度新しい暗証番号を押してください。(コンピューターと通信します)



⑥カードと明細票をお取りください。暗証番号の変更手続きは完了です。次回から新しい暗証番号でご利用になります。

取引限度額変更 手順



①「取引限度額変更」を押してください。



②キャッシュカードを入れてください。



③暗証番号を押してください。(コンピューターと通信します)



④現在の限度額が表示されます。「限度額変更」を押してください。



⑤引き下げたい限度額を指定してください。



⑥変更後の限度額が表示されます。「確認」を押してください。(コンピューターと通信します)



⑦カードと明細票をお取りください。限度額の変更手続きは完了です。これで限度額は変更されました。

フィッシング詐欺・スパイウェアにご注意ください

当行では、フィッシング詐欺やスパイウェア等によるインターネット犯罪からお客様をお守りするため、「電子証明書」や「ソフトウェアキーボード」の導入等、セキュリティ向上に努めています。

【電子証明書】

当行では法人向けインターネットバンキングサービス「しずちゅうビジネスWEB」の本人認証に「電子証明書」方式を導入しております。

「電子証明書」方式の本人認証は、万一IDやパスワードを不正に入力されても、「電子証明書」がインストールされたパソコン以外からはアクセス不能になることにより、不正なアクセスを防止する仕組みであり、法人向けインターネットバンキングにおいては、最も有効なセキュリティ手段とされています。

【ソフトウェアキーボード】

当行ではスパイウェア対策として、インターネットバンキングをログインされる場合に、ソフトウェアキーボードを導入しております。

表示されたキーボードをクリックしログインパスワードを入力すると、キーボードの操作履歴からパスワードを盗用するスパイウェアに有効です。

当行では、この他にも安全性を確保するための対策を実施していますが、今後も様々な対策を実施しセキュリティ向上に努めて参ります。

役員一覧

平成25年6月30日現在

代表取締役会長	奥田 一	
代表取締役社長	清野 眞司	
専務取締役	長岩 好美	岳麓エリア長兼本店営業部長兼土肥出張所長委嘱
常務取締役	森下 清	業務部担当
常務取締役	林 道弘	経営管理部担当
常務取締役	長田 敏彦	融資部担当
常務取締役	高地 尚之	湘南エリア長委嘱
常務取締役	高梨 芳高	営業推進部・業務企画部担当
取締役	弓野 治徳	融資部長委嘱
取締役	草柳 和保	人事部担当、人事部長委嘱
取締役	佐藤 敏光	静岡エリア長兼静岡支店長兼静岡住宅ローンセンター長委嘱
取締役	清水 弘	遠州エリア長兼浜松支店長兼浜松南営業センター出張所兼遠州住宅ローンセンター長委嘱
取締役	渡邊 芳和	システム部担当システム部長委嘱
取締役	豊島 博英	資金証券部担当・資金証券部長委嘱
常任監査役	鈴木 登志雄	
常任監査役	外岡 興志夫	
監査役*	山本 昭男	
監査役*	大脇 茂	

*印の監査役は、社外監査役であります。

当行のあゆみ

大正	15年 11月	伊豆無尽株式会社設立
昭和	23年 4月	太洋無尽株式会社に改称
	26年 10月	相互銀行法施行に伴い、 商号を株式会社太洋相互銀行と改称
	31年 1月	資本金1億5千万円
	32年 9月	株式会社静岡相互銀行と合併し、 商号を株式会社静岡相互銀行と改称 資本金1億95百万円
	34年 3月	資本金3億円
	41年 4月	資本金6億円
	49年 6月	新本社竣工
	53年 10月	大型電子計算機に切替
	57年 7月	オンラインスタート
	62年 6月	公共債ディーリング業務開始
平成	63年 11月	資本金12億55百万円
	元年 8月	普通銀行へ転換し、 商号を株式会社静岡中央銀行と改称
	9年 4月	信託代理店業務開始
	9年 5月	キャッシング業務開始
	9年 12月	資本金20億円
	10年 10月	郵貯とのATMオンライン提携
	12年 10月	デビットカードサービス取扱開始
	13年 4月	損害保険代理店業務開始
	13年 5月	EBサービススタート
	14年 12月	生命保険代理店業務開始
15年 3月	中部銀行11ヶ店の営業譲受	
16年 10月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行) とのATM業務提携	
17年 11月	投資信託窓口販売開始	

大株主一覧

平成25年3月31日現在

株主名	住所	所有株式数	発行株式総数に対する 所有株式数の割合
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3丁目7-3	2,399千株	9.99%
静岡中央銀行行員持株会	静岡県沼津市大手町4丁目76番地	1,817千株	7.57%
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	1,385千株	5.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,200千株	5.00%
株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15-2	1,200千株	5.00%
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	1,200千株	5.00%
三信株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6-1	1,200千株	5.00%
オークラヤ住宅株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目4-1	1,200千株	5.00%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,148千株	4.78%
東洋電機製造株式会社	東京都中央区京橋2丁目9-2	1,000千株	4.16%
合計		13,749千株	57.27%

株主の状況

平成25年3月31日現在

	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他法人	外国法人等	個人その他	合計	単位未満 株式の状況
株主数 (人)	—	9	3	57	—	1,571	1,640	—
所有株式(株)	—	7,474,640	354,600	11,299,570	—	4,871,190	24,000,000	—
割合(%)	—	31.14%	1.48%	47.08%	—	20.30%	100%	—

資本金の推移

単位:百万円

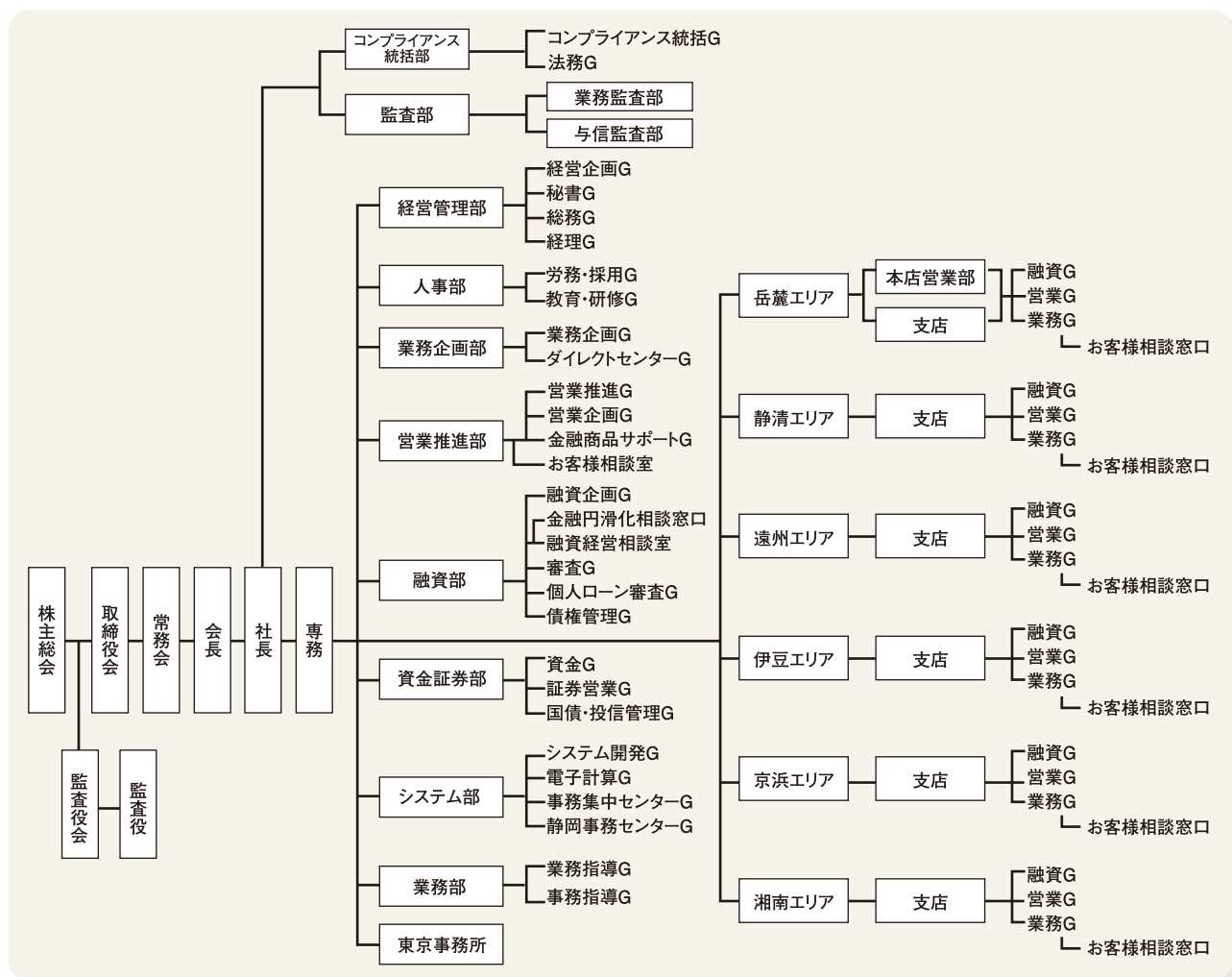
	昭和31年1月	昭和32年9月	昭和34年3月	昭和41年4月	昭和63年11月	平成9年12月
資本金	150	195	300	600	1,255	2,000

従業員の状況

	平成24年3月期		平成25年3月期	
	従業員数	平均年齢	従業員数	平均年齢
男性	347人	39歳 3月	338人	38歳 5ヵ月
女性	190人	33歳 0月	194人	33歳 0ヵ月
合計	537人	37歳 1月	532人	35歳 5ヵ月

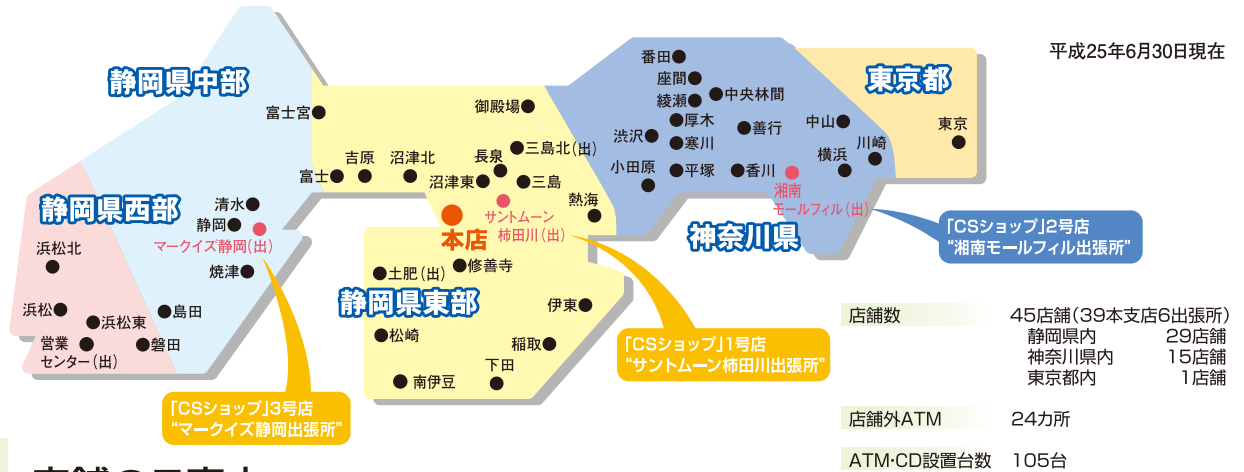
組織図

平成25年6月30日現在



※G=グループ

平成25年6月30日現在



店舗数	45店舗(39本支店6出張所)
	静岡県内 29店舗
	神奈川県内 15店舗
	東京都内 1店舗
店舗外ATM	24カ所
ATM・CD設置台数	105台

店舗のご案内

静岡県 (29店舗)

☎ は米ドル両替店

視 は視覚障がい者対応ATM設置店

貸 は貸金庫設置店

	店名	店番	〒	所在地	電話番号	ATM稼働時間			各種取扱
						平日	土曜日	日曜・祝日	
沼津市	本店営業部	002	410-0801	沼津市大手町4丁目76番地	(055) 962-6111	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	☎ 視 貸
	沼津北支店	010	410-0053	沼津市寿町3番3号	(055) 921-1766	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
	沼津東支店	012	410-0033	沼津市三枚橋杉崎町426番の2	(055) 923-7221	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
駿東郡	サントムーン柿田川出張所	003	411-0902	駿東郡清水町玉川61番地の2	(055) 973-5888	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
三島市	三島支店	004	411-0855	三島市本町7番26号	(055) 975-2300	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
	長泉支店	011	411-0942	駿東郡長泉町中土狩347-1	(055) 986-3030	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
	三島北出張所		411-0044	三島市徳倉1丁目16番36号	(055) 986-2112	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
富士市	吉原支店	007	417-0051	富士市吉原2丁目4番4号	(0545) 52-5125	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
	富士支店	009	416-0914	富士市本町13番17号	(0545) 61-1904	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
富士宮市	富士宮支店	008	418-0003	富士宮市ひばりが丘1124番地	(0544) 26-8121	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
御殿場市	御殿場支店	006	412-0043	御殿場市新橋1980番地の2	(0550) 82-1345	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
熱海市	熱海支店	041	413-0013	熱海市銀座町10番23号	(0557) 81-6191	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
伊東市	伊東支店	042	414-0003	伊東市中央町10番8号	(0557) 37-6636	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
下田市	下田支店	044	415-0022	下田市2丁目10番17号	(0558) 22-3331	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
賀茂郡	稲取支店	043	413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取708番地の1	(0557) 95-1200	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
	南伊豆支店	045	415-0303	賀茂郡南伊豆町下賀茂174番地の1	(0558) 62-0025	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
	松崎支店	046	410-3611	賀茂郡松崎町松崎375番地の4	(0558) 42-0280	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
伊豆市	土肥出張所	047	410-3302	伊豆市土肥449番地の5	(0558) 98-0138	9:00~17:00	-	-	貸
	修善寺支店	005	410-2407	伊豆市柏久保553番地の1	(0558) 72-2145	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
静岡市	静岡支店	022	420-0034	静岡市葵区常磐町2丁目1番地の5	(054) 253-2125	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	☎ 視 貸
	マークイズ静岡出張所	023	420-0821	静岡市葵区柚木191	(054) 262-6611	10:00~21:00	10:00~19:00	10:00~19:00	視
	清水支店	021	424-0826	静岡市清水区万世町2丁目6番16号	(054) 352-0191	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸
焼津市	焼津支店	024	425-0022	焼津市本町2丁目1番1号	(054) 628-4125	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視 貸
島田市	島田支店	026	427-0022	島田市本通り3丁目6番1号	(0547) 37-3161	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸
浜松市	浜松支店	034	430-0935	浜松市中区伝馬町313番地の21	(053) 454-6201	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	☎ 貸
	浜松南営業センター出張所		430-0926	浜松市中区砂山町212番地の2	(053) 454-2571	8:55~18:00	-	-	
	浜松北支店	035	433-8123	浜松市中区幸1丁目3番7号	(053) 472-2241	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸
	浜松東支店	037	435-0042	浜松市東区篠ヶ瀬町字作間前1243番地	(053) 421-3155	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
磐田市	磐田支店	033	438-0078	磐田市中泉622番地3	(0538) 34-2211	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸

住宅ローンセンター

沼津市	岳麓住宅ローンセンター	410-0801	沼津市大手町4丁目76番地	(055) 962-3300
静岡市	静清住宅ローンセンター	420-0821	静岡市葵区柚木191 (マークイズ静岡出張所内)	(054) 262-3232
浜松市	遠州住宅ローンセンター	430-0935	浜松市中区伝馬町313番地の21 (浜松支店内)	(053) 454-6220

神奈川県(15店舗)

	店名	店番	〒	所在地	電話番号	ATM稼働時間			各種取扱
						平日	土曜日	日曜・祝日	
横浜市	横浜支店	052	235-0011	横浜市磯子区丸山2丁目5番1号	(045)751-6100	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸
	中山支店	057	226-0022	横浜市緑区青砥町172番地4	(045)934-1161	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
川崎市	川崎支店	051	210-0023	川崎市川崎区小川町15番地の4	(044)244-7321	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
小田原市	小田原支店	054	250-0011	小田原市栄町1丁目16番35号	(0465)22-9201	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸
大和市	中央林間支店	055	242-0007	大和市中央林間3丁目10番10号	(046)274-1115	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸 視
秦野市	渋沢支店	056	259-1321	秦野市曲松2丁目2番15号	(0463)88-3555	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸 視
茅ヶ崎市	香川支店	058	253-0082	茅ヶ崎市香川4丁目44番5号	(0467)57-7111	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸 視
藤沢市	善行支店	059	251-0871	藤沢市善行1丁目23番地の4	(0466)82-2311	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	視
	湘南モルフィル出張所	064	251-0042	藤沢市辻堂新町4丁目1-1	(0466)34-7015	10:00~21:00	10:00~19:00	10:00~19:00	視
高座郡	寒川支店	071	253-0101	高座郡寒川町倉見482番の3	(0467)74-1510	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸 視
座間市	座間支店	072	252-0024	座間市入谷1丁目1545番地の1	(046)254-3151	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸 視
平塚市	平塚支店	073	254-0002	平塚市横内3236番地の1	(0463)54-1100	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸 視
綾瀬市	綾瀬支店	074	252-1108	綾瀬市深谷上6丁目16番22号	(0467)76-4141	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸 視
相模原市	番田支店	075	252-0243	相模原市中央区上溝367番地の6	(042)778-4177	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸 視
海老名市	厚木支店	076	243-0422	海老名市中新田2丁目14番1号	(046)233-8500	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	貸 視

住宅ローンセンター

藤沢市	湘南住宅ローンセンター	251-0042	藤沢市辻堂新町4丁目1-1(湘南モルフィル出張所内)		(0466)34-7078
-----	-------------	----------	----------------------------	--	---------------

東京都(1店舗)

	店名	店番	〒	所在地	電話番号	ATM稼働時間			各種取扱
						平日	土曜日	日曜・祝日	
中央区	東京支店	061	104-0061	中央区銀座7丁目12番7号(高松建設ビル6階)	(03)3542-2441	9:00~17:00	-	-	視

住宅ローンセンター

中央区	京浜住宅ローンセンター	104-0061	中央区銀座7丁目12番7号(東京支店内)		(03)3542-2455
-----	-------------	----------	----------------------	--	---------------

店舗外ATMのご案内

	所在地	設置場所	ATM稼働時間			出金	入金	通帳 記帳	振込
			平日	土曜日	日曜・祝日				
沼津市	カインズホーム沼津店出張所	カインズホーム沼津店 1階	9:30~20:00	9:30~19:00	9:30~19:00	●	●	●	●
	BiVi沼津出張所	BiVi沼津 1階	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
	大平和みの郷出張所	特養老人ホーム「和みの郷」 1階	9:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
	沼津中央病院出張所	沼津中央病院 2階	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
	戸田イズラシ出張所	(株)イズラシ戸田工場敷地内(沼津市戸田1008-1)	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
	沼津市役所出張所	*共同 沼津市役所 1階	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00	●	-	-	-
	イシバシプラザ出張所	*共同 イシバシプラザ 1階	10:00~20:00	10:00~17:00	10:00~17:00	●	-	-	-
伊豆の国市	長岡出張所	長岡リハビリテーション病院 1階	9:00~17:00	-	-	●	●	●	●
三島市	イトーヨーカドー三島店出張所	*共同 イトーヨーカドー三島店 1階	10:00~20:00	10:00~17:00	10:00~17:00	●	-	-	-
	三島市役所出張所	*共同 三島市役所 1階	9:00~17:00	-	-	●	-	-	-
御殿場市	フジ虎ノ門整形外科病院出張所	フジ虎ノ門整形外科病院前	9:00~19:00	9:00~19:00	-	●	●	●	●
熱海市	南熱海出張所	長浜海水浴場付近(熱海市下多賀1455-3)	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
	熱海市役所出張所	*共同 熱海市役所 1階	9:00~17:00	-	-	●	-	-	-
伊東市	伊東市役所出張所	*共同 伊東市役所 1階	9:00~17:00	-	-	●	-	-	-
伊豆市	伊豆赤十字病院出張所	伊豆赤十字病院 1階	9:00~17:00	-	-	●	●	●	●
富士宮市	大宮町出張所	旧富士宮支店跡地(富士宮市大宮町2-6)	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
静岡市	SHIZUOKA109出張所	SHIZUOKA109 1階	10:30~20:00	10:30~19:00	10:30~19:00	●	●	●	●
	静岡徳洲会病院出張所	静岡徳洲会病院 2階	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
	アピタ静岡店出張所	アピタ静岡店 1階	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
牧之原市	富士山静岡空港出張所	*共同 富士山静岡空港 1階	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	●	-	-	-
藤枝市	アピタ藤枝店出張所	アピタ藤枝店 1階	9:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
秦野市	渋沢駅前出張所	小田急線渋沢駅南口(秦野市曲松1-4-1)	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
横浜市	横浜橋出張所	横浜橋商店街(横浜市南区真金町2-18)	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●
大田区	蒲田出張所	西蒲田NSビル 1階(大田区西蒲田6-36-11)	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	●	●	●	●

“お客様・地域社会の発展に貢献し
信頼される銀行”を目指します。



静岡中央銀行



環境に配慮し、植物性インクを使用しています。